

# 平成15年度第4回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県政策推進室

日時 平成15年7月27日(日) 13:00~17:50

場所 ラ・プラス青い森 2階『カメラ』

出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員

委員	阿波田 禾 積	青森公立大学 経営経済学部 教授
委員	一 條 敦 子	あおもり女性大学一期生
委員	梅 津 光 男	八戸工業大学 建築工学科 教授(欠席)
委員	岡 田 秀 二	岩手大学 農学部 教授
委員	奥 村 潮	フリーアナウンサー
委員	北 村 真夕美	株式会社青森経営研究所 代表取締役社長
委員長	小 林 裕 志	北里大学 獣医畜産学部 教授
委員	佐々木 幹 夫	八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員	渋谷 長 生	弘前大学 農学生命科学部 助教授
委員	長谷川 明	八戸工業大学 環境建設工学科 教授(欠席)
委員	細 井 仁	青森県商工会議所連合会 事務局長
委員	前 田 辰 昭	北海道大学 名誉教授
委員	元 村 佳 恵	元 弘前大学 農学生命科学部 教授

青森県

政策推進室 中島政策審議監、堀内政策推進室長 他

農林水産部 山本次長、福澤農村整備課長、三木農村整備課総括副参事 他

県土整備部 佐藤次長、原田整備企画課長、木村河川砂防課長、八木橋河川砂防課総括副参事 他

内 容

- 1 開会
- 2 あいさつ(中島政策審議監)
- 3 議事

## 《基本的事項の確認》

委員長：皆様こんにちは。第4回の審議会でございます。本日は御案内のとおり、県の方針に対して本審議会としての決定が随分入ってきておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、毎度のことでございませうけれども、議事に入ります前に基本的な事項について確認させていただきたいと思ひます。1番、審議は委員会運営要領に基づき公開といたします。2番、審議内容につきましては、整理された後、事務局の方から縦覧、公表いたします。それに当たりましては、事前に各委員のお目通しをいただいて了解を得て実施するというところでございませう。3番、この会議終了後の報道機関の取材がもしあれば、委員長に一任下さるようお願ひ申し上げます。

## 《審議の進め方の確認》

委員長：それではただ今から入りたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。始め

に、今日の審議はなかなか盛たくさんなので、進め方について事務局と相談しておりますので確認したいと思います。お手元に縦の一覧表があると思うんですが御覧いただきたいと思います。その一覧表の一番右端に未決定、未決定というのが並んでおります。これを今日全部やるわけでございます。

この整理番号順に参りたいと思うんですけれども、最初に13番です。これは担当が農村整備課でございますが、第2回の委員会で決定が持ち越されておりますし、その後いろいろ各委員から質問が出されておりますので、これらにつきまして担当の農村整備課の方から説明をしていただいて、質疑応答を行った上で本日、これは後で出てくると思うのですが、県は継続と言っているんですが、この県の方針に対して本委員会としての意見を決めたいと考えております。

次に整理番号20番から次のページの40番まで、これが全部未決定でございます。担当は全て河川砂防課なんですけど、これをやらないといけなないのですけれども、そのうちダムの部分、20、21、22、23、24につきましては後の方に回しまして、始めに25番からの河川問題について先に委員の皆様方からいろいろ意見が出ていたりしておりますので、それについて担当課の方から御説明をいただいた上で審議をして本委員会としての意見を決定したいと。

そして最後に、この20、21、22、23、24、特に21番の中村ダムと、それから24番の磯崎につきましては詳細審議もしなければいけませんので、詳細審議などをして、そして都合この5つのダムについて本委員会としての意見を決定したいと、そのような段取りを考えております。よろしゅうございましょうか。

(1) 田園空間整備事業（島守盆地）の県対応方針(案)への委員会意見決定に関する審議

委員長：それでは早速入りたいと思います。まず13番、農村整備課、南郷村の田園空間整備事業についてよろしくどうぞ。

農村整備課：ただ今御指名がございました農村整備課の石戸谷でございます。委員からの照会がございました質問事項などにつきまして、お手元の資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。説明は座ったままでいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず質問事項回答書の1ページ目でございます。渋谷委員からの総合情報館のランニングコストに関する御質問でございます。回答といたしまして、南郷村は平成15年度予算で総合情報館のランニングコストとしまして月額33万円を計上し、その内訳は上下水道料や電気代、ガス、灯油代などが16万円、管理人の賃金や警備保障の委託費などが17万円と聞いております。この金額はグリーンプラザ南郷における実績を勘案して算出しているとのことですから、ほぼ妥当なものと考えておりますが、正確な金額については年度末に精算することとでございます。総合情報館は、今後とも村がランニングコストを負担しまして財産管理を行います。コスト縮減のため運営管理は管理業務委託契約に基づきまして南郷村島守盆地田園空間博物館運営協議会が行い、掃除等の通常の維持管理は協議会の下部組織である各部会が行うなど、村と地元が役割分担の下に実施しております。村では、本施設が学び、体験、交流を目的とする本事業の中核をなし、地域の活性化に資する期待が大きいことから、今後市町村合併による財政への負担の影響が懸念されるものの、施設を適正に維持するための最小限の負担は必要としております。なお、市町村合併につきましては、現在南郷村を含む三戸郡の8市町村が八戸地域合併協議会を組織しまして、平成17年1月1日の合併を目指して各種の準備作業を進めてございます。総合情報館等の各市町村で管理する公共施設に対する合併後の助成につきましては、合併協議会の下部組織であります専門部会などの事務

レベルでは同様の助成措置が必要との方向となっておりますが、詳細につきましては合併までに協議会で決定するというようにしてございます。

続きまして、2ページでございます。こちらは合併協議会の組織図でございます。参考として添付させていただきました。合併協議会は市町村長など66人で構成されております。その下に小委員会、さらに行政サイドの幹事会、専門部会などで構成されてございます。

続きまして、3ページに参ります。同じく渋谷委員からの減価償却に関する御質問でございます。回答といたしまして、減価償却は有形、無形固定資産の帳簿原価から残存価格を差し引いた部分をその耐用年数の期間中に費用として配分する会計手続きを指しますが、地方公営企業等の会計処理として行われていると聞いていますが、総合情報館等公共施設で造成した施設につきましてはこのような会計処理をしておりません。総合情報館等の施設の耐用年数についてでございますが、県有土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱要領に規定がございまして、木造モルタル造は24年となっておりますので、この期間内での補修等は財産の管理主体である村が行うこととなります。なお、耐用年数満了後における施設の再建設につきましては、その時点の社会情勢等多様な観点からの村の判断に委ねられることと考えてございます。

続きまして、4ページになります。岡田委員からの集落農園の具体的な内容に関する御質問でございます。回答といたしまして、集落農園は島守館跡の東に拓けた高台12,000平方メートルを利用しまして、農業体験や農村生活体験ができるように農園の整備と茅葺農家の復元を計画しております。計画に当たっては、南郷村島守盆地田園空間博物館運営協議会及び島守館農園運営部会と種々検討を行い、以下のとおり農園をゾーニングしております。集落農園ゾーンでございます。こちらは市民農園として活用します。内容としましては、家庭用の菜園、こちらは25平方メートルが52区画でございます。このうちの8区画は身障者の利用が可能なふれあい農園ということとしてございます。農村生活体験学習ゾーンでございます。こちらは茅葺農家を復元しまして、そばなどの郷土料理の体験、地域の民話、伝説を伝える文化の伝承の場所などとして活用いたします。さらに果樹園ゾーンでございます。こちらはブルーベリー、あるいは梅などを栽培しまして、見学、収穫体験できる展示果樹園として整備いたします。炭焼き釜を設置しまして体験施設としても活用いたします。ふれあいゾーンでございます。こちらは収穫祭などのイベント開催場所として活用いたします。また、グランドゴルフの利用も可能な状況になります。地域の特色である朝もやの眺望場所としても活用いたします。集落農園ゾーンの対象者でございますけれども、こちらは八戸市及び村内のグリーントウン内に入居する住民を、また、農村生活体験学習ゾーンや果樹園ゾーンの対象者は、主に八戸市や新幹線を利用する都市住民を考えてございます。また、施設利用者への指導は部会の地域住民を中心に、農業などの専門的知識と技術を備えた方々が当たる計画としまして、収穫祭などにより農園利用者との交流を図ることとしております。なお、指導者として地域の農家や役場、農協等の退職者などを活用することは、村民の生きがい対策としても有効と考えてございます。事業の進捗状況としましては、集落農園の実施設計は昨年度末に終了しまして、茅葺農家の実施設計は本年12月まで終了する見通しとなっております。また、用地整備工事は本年度、農園及び茅葺農家復元等の工事は来年度の実施を予定してございます。

5ページ目は集落農園の計画平面図でございます。参考として添付させていただきました。カラーの色塗りの部分が今回の集落農園の整備対象区域ということになります。

続きまして6ページ目でございます。同じく岡田委員からの本事業のコンセプトに関する

御質問でございます。回答といたしまして、近年農村は単に生産の場ではなく、自然と人間が織り成してきた伝統、文化等を都市住民に提供する田園空間として考えられてきており、農山村と都市住民の双方向の交流を通じて地域の活性化を図ることが重要になっております。こうした動きを背景にしまして、国では都市と農山漁村の住民が行き交う新しいライフスタイルを実現する国民運動組織として、都市と農山漁村の共生対流推進会議、代表養老孟司北里大教授、を6月23日に設立したところです。本地区においては、四十八社や湧水などの島守盆地の恵まれた地域資源やえんぶりなどの伝統文化を田園空間博物館として保全整備するとともに、計画、実施、管理の各段階に地域住民が主体的に参加することにより、これら地域資源や伝統文化を後世に継承することをコンセプトに本事業に取り組んでございます。住民のアンケート調査を実施しましたところ、地域の特性として自然が多い、農業が盛ん、特産品が多いことや、復活させたいものとして水遊びが出来る川、子供たちに残したい宝物として神社、仏閣、伝統芸能などが出されまして、本事業で可能なものを実施することとしました。これら地域資源や伝統文化の再評価と保存、復元による都市住民との交流は、農家民宿や農産物の販売、グリーンツーリズムなどを通じまして農家所得の向上と地域の活性化に貢献するものと考えております。また、地域の将来の担い手である小学生も参加した地域住民によるワークショップを開催してきたほか、総合情報館内には島守小学校と島守中学校によるホテルの里の復元や木炭作り、環境問題等への取組を紹介するコーナーが設置されており、地域住民の意識高揚にも役立っております。さらに、昨年12月1日の東北新幹線八戸駅開業に伴い、観光客入り込み数が大幅な増となっているため、村では八戸駅からシャトルバスの運行による観光農業の振興や、都会からの農業体験修学旅行の受け入れ等の検討を進めていると聞いております。

続きまして7ページでございます。こちら、総合情報館の展示状況でございます。島守小学校、あるいは島守中学校のコーナーが設置されてございます。また、各部会の展示コーナーも設けてございます。

続きまして8ページでございます。こちらは地域住民の活動状況でございます。平成11年のワークショップから最近の部会の活動内容、あるいは地域の営農状況を示してございます。

続きまして9ページに参ります。同じく岡田委員からの本事業の内発性に関する御質問でございます。回答といたしまして、村によりまして本事業実施の背景として、島守地区の上流に建設された世増ダムの有効活用と、南郷村全域の振興について地域住民の強い熱意があったということでございます。世増ダムを建設する国営八戸平原地区総合農地開発事業が着手された昭和51年当時は、ダムの活用とともにダム建設に伴い水没する世増集落29戸及び畑内集落21戸の移転対策や、その下流域としての島守地区の将来に向けた活性化が課題となっておりました。一方、島守地区には日本三大菩薩堂の1つに数えられる虚空蔵山など数多くの観光資源があり、観光客が多数訪れ地域との交流が図られていることから、集落座談会では虚空蔵山を中心とした周辺整備の要望が数多く提案されてございました。こうした地域住民の要望を受けまして、村では改めて島守地区で住民と話し合った結果、昭和58年に住民の意見を反映させた虚空蔵山観光リレーションエリア基本計画を策定しましたが、財政上の問題から着手できずに平成10年度まで経過したものです。本事業では、こうした地元要望に沿った基本計画を基に、都市との交流や地域資源、伝統文化の保存、整備などを新たに柱立てしながら、地域住民によるアンケートやワークショップ等も反映させた地域住民参加型の取組としてございます。今後とも引き続き地域住民が積極的に計画、整備、管理

に携わっていくこととしてございます。

続きまして10ページに参ります。こちらは北村委員と一條委員からの御質問でございます。これは総合情報館の重複性、あるいは産直施設の競合性に関する御質問でございます。回答としまして、両施設の構成につきましては、グリーンプラザ南郷は宿泊、レストラン、研修室、実習室や産地直売所で構成され、本事業で整備する総合情報館は展示スペースと研修創作室となっております。この中で、グリーンプラザ南郷の研修室、実習室は、主に村内の中沢地区の住民や宿泊者並びにカッコウの森エコーランドの利用者等を対象とした100人規模の施設となっておりますが、総合情報館の研修創作室は、主に島守地区の住民を対象とした40人規模の施設となっております。具体的には、南郷村島守盆地田園空間博物館運営協議会の部会活動やイタヤ細工の実演、情報発信のための資料展示、展示資料作成並びに集落活動等の少人数用として利用されます。また、総合情報館に併設した直売所については、村が補助事業ではなく村単独予算で整備したものであり、村によりますとグリーンプラザ南郷の直売所の販売実績が好調で、年間売上が約1億7,000万円に達し更に需要が見込めるものの、スペースが狭く売り場面積を拡張できないこと、現在の会員約100人のほかに参加を希望している農家が多数いることなどに対応するため整備したとしてございます。なお、総合情報館に併設した直売所の会員の募集目標は100名で、現在68名と聞いてございます。この直売所では月1回その時期毎に旬の野菜祭りを計画しまして、グリーンプラザ南郷の直売所にはない川魚や山菜等の販売をすることとしており、村としましては両直売所が旧中沢村と旧島守村のそれぞれの立地特性を生かすことによる販売における相乗効果を期待しているとのことでございます。

続きまして11ページに参ります。一條委員からの部会の事業計画と実績に関する御質問でございます。回答としまして、現在協議会の下に13部会が設置されまして、延べ251人の会員が活動してございます。会員は主に世帯主となっておりますが、ホテル部会のように会員以外の家族、集落住民、学校関係者を含めた活動を行っている部会もございます。これまでの活動計画と実績でございますが、各部会は住民参加のワークショップやアンケートによる地域資源の掘り起こし、勉強会、検討会を通じまして、意識醸成を図りながら設立に至り各種の活動を計画、実施してございます。例えば、ホテル部会ではホテル水路の整備の検討、個体数、種類の調査、カワニナの飼育、水路の清掃、観察会等を計画、実施してございます。また、島守館農園部会では農園整備検討、島守館跡保全活用の調査研究、農園利用検討、四十八社の会では所在の確認、マップの作成、歴史や地域との関連性の調査研究、保存復元方法の研究などを計画、実施してございます。なお、主な部会の活動計画と実績の詳細は下表のとおりとなっております。今後の活動計画としましては、今後の協議会並びに部会活動の主な活動計画は、これまでの活動を継続、拡充するほか、産地直売部会が作物の収穫時期に合わせたイベント、文芸部会や平ノ下河原公園部会が調査研究内容の展示替えなど、歴史民族の会が機関紙の作成、その他部会もそばの収穫に合わせた新そば祭りの実施やイタヤ細工の実演、銘木調査など、農作業や自然のサイクルに合わせた各種の活動を行うこととしてございます。

12ページでございます。こちらはこれまで設立されました13部会の平成15年度の活動計画並びに6月までは実績も併記してございます。参考として添付させていただきました。

続きまして13ページでございます。こちらは一線委員からの御質問でございます。小中学校の総合学習に利用される際の地域の関わり方に関する御質問でございます。回答としまして、現在小中学校では年間約110時間の総合学習の時間があり、この中で農業体験や地

域の生活体験、役場、農協などの職場訪問などを行っているとのことでございます。島守小学校では生徒数約90名、6クラス、島守中学校は生徒数約70名、4クラスで、それぞれ総合学習の時間に有機農法による稲の栽培や木炭作り、島中生が考える島守のいいところや島守の環境などをテーマとした研究を行い、その成果を総合情報館のコーナーに展示し、村内外の来館者に発表してございます。また、総合情報館に隣接する虚空蔵菩薩堂、龍興山の例大祭では小中学生による神楽や駒踊りなど伝統芸能が披露されるなど、地域と学校が連携しながら各種活動を行ってございます。これらの活動は島守小学校PTAでもある部会委員が企画運営し、自然な形で総合学習に活用されているとのことでございます。

続きまして14ページに参ります。前田委員からの御質問3点がございまして、1点目は本事業が官主導ではないのかという御質問でございまして、2点目が南郷村での公共事業に関わります村財政の御質問でございまして、3点目が部会での中堅者や青年部の活動についての御質問でございまして、回答といたしまして、まず1点目でございます。本事業が地域住民の内発性に基づいて実施されていることにつきましては、岡田委員への回答のとおりでございます。また、採択から各部会の設立までの経過につきましては、まず平成11年2月の事業採択後、県では平成11年度から12年度の2カ年にわたりまして、地域住民の要望を具体的に反映させた事業計画を作成しました。また、運営協議会は平成12年5月に設立され、地域のニーズを取りまとめ部会の設立を促進する役割を担って参りました。その後、施設の事業計画に基づきまして、いわゆる施設の実施設設計の進捗に合わせまして順次部会が設立されてきたものであり、関係者の合意に基づき計画的に事業を行って参っております。2点目でございます。南郷村の平成13年度決算に基づきます市町村普通会計の財政状況、平成14年11月公表を見ますと、財政構造の弾力性などを示す経常収支比率、公債費比率、起債制限比率はそれぞれ81.5パーセント、12.8パーセント、7.9パーセントとなっており、県内町村加重平均の85.4パーセント、16パーセント、10.9パーセントに比較しましてそれぞれ良好な状況となっておりますが、税収全体の減少が今後とも懸念されますことから、村としても極力歳出を押さえるために住民ニーズに対応しつつ重要性の高い事業から順次進めていきたいとしてございます。3点目でございます。部会を構成する会員には地域の世帯主が名を連ねていますが、各部会の活動には女性や小中学生、青壮年も多数参加してございます。例えば、ホテル部会では島守小学校の児童が参加しホテル祭りや自然体験、保存活動を行っております。また、伝統芸能を守り伝える会の神楽披露や、食と緑をずなる会の先進地研修では会員の後継者が積極的に参加してございます。さらに、そばの会の平均年齢は48.6歳、産地直売部会は55.3歳と青壮年が中心となっております。伝統芸能を守り伝える会は、古来からの伝統技能を備えた高齢者が中心で72.5歳となっております。このように、部会の活動内容によりまして、青壮年から高齢者までそれぞれの得意分野に参加してございます。

続きまして15ページでございます。同じく前田委員からの御質問でございます。4点目が参加者の島守盆地地区の割合に関する御質問でございます。5点目が情報館の将来の改築に関わる御質問でございます。回答としまして、本事業への参加者は、5月25日に開催されました第2回再評価委員会の時点では9部会で延べ会員数は176名でございましたが、6月末までに4部会が増えまして、会員も75名増えまして13部会で延べ251名となっております。会員としましては世帯主が登録されておりますが、複数の部会に参加している場合もありまして、実際の参加総世帯主は189名となっておりますので、島守地区全世帯数757のほぼ4戸に1戸の割合となっております。5点目につきましては、渋谷委員

への回答と同様に、耐用年数満了後における施設の再建設については、その時点の社会情勢等多様な観点からの管理主体である村の判断に委ねられることと考えてございます。

16ページは、本年6月23日現在の各部会の一覧表でございます。会員数の合計は251名、部会数が13部会ということになってございます。

17ページに参ります。奥村委員からの御質問でございます。1点目が湧水や神社等が大事にされるようにと要望ということで承っております。2点目は本事業が対象としている人に関する御質問でございます。回答としまして、1点目でございますけれども、地域住民が参加したワークショップにおいて、子供たちに残したい地域の宝物としまして湧水や島守四十八社が挙げられてございまして、地元としてもこれらを価値の高い地域資源と認識し、これまで湧水については個人や団体が、四十八社については神社総代等の集落住民が管理してきたところです。本事業により今後とも地域の宝物として後世に伝えることとしてございます。2点目でございますが、委員の御質問の記事につきましては、当課が資料として添付しましたデーリー東北の記事、訪れる人たち、これは平成12年12月15日号でございます。外部からの人たち、平成13年3月2日、と考えられますが、外来者としましては近郊の八戸市民や新幹線を利用して来村する県外からの入り込み客、その他村外の人々を対象としてございます。

続きまして18ページでございます。元村委員からの依頼でございます。1点目が南郷村全体図と昨年再評価いたしました南の郷地区の概要図を配布して欲しいという依頼でございます。それから2点目が南郷村と島守盆地地区の人口及び年齢構成の過去5年間の調査の依頼でございます。3点目が同じく南郷村と島守盆地地区の農産物の生産量並びに出荷額の調査の依頼でございます。1点目につきましては、21ページと22ページ目にカラーの写真をつけさせていただきました。21ページ目が南の郷地区の全体計画図ということになります。22ページ目が折込みでございますけれども、これが島守盆地の全体図ということで本地区の計画概要図を添付させていただきました。また、元に戻りまして18ページの2点目でございます。人口と年齢構成の調査の件でございます。2点目の回答は、南郷村によりますと過去5カ年の人口推移は村全体では1.5パーセント、島守盆地地区では6.8パーセントの減少となっております。また、年齢構成は村全体及び島守盆地地区とも、15歳から64歳までの年齢層が約3分の2を占めてございます。下表のとおりでございます。こちらの詳細データは次の19ページに添付させていただきました。データになります。それから18ページの3点目でございます。南郷村と島守盆地地区の農産物の生産量と出荷額の調査でございますけれども、農産物に関わる基本データは青森農林水産統計年報農林編からの抜粋で、島守盆地地区の割合につきましては世界農林業センサス第1巻青森県統計書の面積データから、村全体分に占める作付面積割合で算出いたしました。その結果、平成10年からの5カ年間の村全体の平均農業粗生産額は40億円前後、島守盆地地区分は18億円前後となっております。作物別には米及び葉タバコが減少傾向で、果樹は年毎の増減があるものの増加傾向となっております。平成14年度の農家1戸当たりの所得額は228万8,000円となっております。なお、県平均は170万4,000円となっております。こちら資料としまして20ページに資料を添付させていただきました。上段の方が南郷村全体のデータでございます。この右のグラフがこのデータをグラフ化したものでございます。下段が島守盆地地区のデータでございます。同様にグラフ化したのが右側でございます。以上で私からの説明を終了させていただきたいと思っております。

委員長：はい、どうもありがとうございました。各委員からの追加を詳しく御説明いただき

ました。いかがでしょうか。ただ今このペーパーでお答えいただいたんですけども、質問された委員、あるいは質問されない委員でも更に追加してというようなことがありましたらどうぞ。どうぞ、岡田委員。

岡田委員：事業の採択が10年、11年だったですね。それ以降のことについて大変詳しく、これだけ膨大な資料があると本当にすばらしいなと思っていますが、内発性ということになると、むしろそれ以前にそういう事実があったかどうか、こういう事業がとにかくほしいんだという、こんな公園整備を地道にお年寄りだとか子供たちを含めてこんなことをやっていたという、これがやっぱりある証左になると思いますが、この辺りの説明がなかったんです。

委員長：この事業を着手する前までの地元の内発性の問題です。

農村整備課：ただ今お手元に配布しました9ページに、本事業の内発性ということで、これは事業スタート前の約20年前からこちらで世増ダムの建設が始まるということになりまして、これに対します地域の振興策、あるいは地域住民の福祉対策のようなものを一体的に反映したものを虚空蔵山観光リクリエーションエリア基本計画ということで策定してございます。これがベースとなりまして、なかなか着手できなかったわけなのですけれども、本事業で取り組めるものを取り組んできたということになります。こういった事業計画の中には、更に都市との交流とか、あるいは地域資源、伝統文化、こういったものを保全、整備しましょうと。これは地域の小中学生も参加しましたワークショップ、こういったものから地域の大事なものを残していきたいという考えに基づきましてこの事業がスタートしたという経緯がございまして。以上でよろしいでしょうか。

岡田委員：分かりました。ここで言っているこの財政上の問題というのはどういうことだったのですか。

農村整備課：お答えしたいと思います。この田園空間整備事業は、平成10年に制度ができて、これが補正の、要は当初予算からの予算編成に間に合わなくて、平成10年の途中に制度化されたものでございまして、村では補正対応ができなかったということの事情がございまして。

岡田委員：そうではなくて、観光レクリエーション基本計画を58年に作っていますよね。これが実現できなかった理由が財政上だと言っているわけで。

農村整備課：お答えいたします。このレクリエーション基本計画は58年に策定いたしました。計画自体が総合計画でございまして、これを実現できるような制度が実はなかったというのがまた本音のところでございます。たまたま平成10年にこの田園空間整備事業の制度が創設されましたので、これに第1号として手を挙げたというのが事実でございます。

岡田委員：御説明は分かりましたが、ちょっと時代状況としてはこの間に正に大変大きなお金が来る状況というのはたくさんありましたですね。そういうことを考えるとちょっとおやっと思ふのと、やはり事業を作っても本当に地域の人々がほしくてほしくてということがないと、これを維持していくというのは難しいですし、それをバネにというのはなかなか難しいと思いますね。そうすると、逆にますますこの財政事情が厳しくなる中で、本当に住民の人にとっても良いのだろうかという、そういう心配はぬぐえませんか。

委員長：はい。今のその問題につきましては、ほかの委員からも財政負担の問題とかで将来のことは質問をされていて、先ほどのような回答が事務局の方から出されていたわけですね。例えば14ページの前田委員の質問もそれに関連するような内容だと思ふんですけど



も。地元は十分今後も自分達でやっていくということなんだというように事務局は回答をしているように伺えます。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：地元の島守地区の人がどういうふうに動いて頑張っているかというのは今の説明で良く分かるかなと思います。この田園空間整備事業というのは委員会形式で、基の委員会があってその委員会で基本的な方向を決めて、後は地元の人の方針に基づいて話し合っただけで決めてきたということだと思います。それで、この田園空間整備事業というのは島守地区にある農業、特に稲作に関係した施設、それから土地の珍しいものとか、それから文化、そういうもの全体を田園空間の博物館として捉えて整備していきましょうという事業なんですけれども、これが青森県では初めての事業なんですね。パイロット事業ですから、どの地区に事業をやってもらうかという点で、やっぱり地区の要望、あるいは地区の活動がないとこの事業はやれないという当初の出発地点の事情があったと思いますね。そういう点について今少し説明があったと思います。

私はこの委員会に入って審議していましたが、その時の地元の委員の話では、今ワークショップを開催している、当時はワークショップという言葉はあまり使ってなかったと思いますけれども、そういう話し合いをしながらこういう事業をうちの方で受け持ちたいというような地元の動きがあって、青森県で初めての事業ということでスタートしています。この間岡田先生から全国で3,000以上あるのではないかと話でしたけれども、これは今はまだ50ぐらいです。その中に青森県が入っている。青森県の中でもこの地元の活動とか、そういう動きがあるところということでこの南郷村の島守地区が選ばれたということでございます。だから、そういうことでその後の説明は確かに岡田先生がおっしゃったように良く資料でも説明しています。その前はそういう動きがずっとありました。以上です。

委員長：ほかに。前田委員どうぞ。

前田委員：ただ今の御説明を拝聴しまして、かなり事情が分かってきたんですけど、今佐々木委員の説明、特に立ち上げた当時の話も今伺いましたので。ただ、こういう形で将来とも成功してほしいという希望を持ちながら厳しい意見を申し述べたいと思うんですけど、例えば総合情報館というのは非常に金額的には大きい規模だと思うんですけど、この中では。その中で耐用年数が24年間だからその時点で後は考えるという、そういう回答がありましたけれども、これについては本来こういったものを将来とも継続してやるんだということであれば、これはその時点でも当然改めてどういう対応をしながら進めていくんだという、そういう決意でもなければ、先ほどの岡田先生の言われたような内発性の問題も含めて本当なのかなという、そういう疑問をちょっと抱くんです。この前NHKのクローズアップ現代で静岡県の天竜市と愛媛県の例を挙げていまして、バラックを造ってそこで婦人部の人たちがかなり積極的に漬物や果物を作って売り出しているんですね。それが農業協同組合の売上を上回るような非常に盛況で、婦人部の人たちが今農村を支えているんだというようなことをやっていたけれども、そういう内側から湧き出たそういうものがあって計画されているというのは非常に理解できるんですけども。特にこの場合は、産直をしながらその収益も何も取らずにただ漫然としてやっていて、多額の金をかけた総合情報館というものが将来ともどういうように維持されるのかということもどうも説明が一つ物足りないような気がするんですね。何かそういう財政的なものも将来的なものも含めて、こういうことで将来とも続けるんだというようなことであれば非常に私は大賛成だと思うんですけども。その点どうなのかと、非常にちょっと疑問に思っています。その点どうでしょうか。

農村整備課：ただ今の総合情報館の将来の運営にかかりますランニングコストと言いますが、

地元から経費を取らないでという話がありましたけれども、若干その補足をいたしたいと思います。総合情報館は村が、これは村の予算で管理していくと。と言いますのは、こちらは利益を上げるための部分がないということになります。ただ、こちらに併設しました直売所は、先ほど申しましたけれども会員制で運営するということがございまして、こちらの加入金が3万円でございます。それから会費が年間5,000円、それから販売手数料としまして一般作物が15パーセント、あるいはその他の作物が15パーセントから17パーセントといったことで、こちらの運営資金は当面は役場で支援しますけれども、これは基本的には今年度一杯と。来年度以降は自分らの売上、あるいは会費で運営するというようにしていると聞いてございます。補足説明でございました。

委員長：ほかによろしゅうございますか。阿波田委員、どうぞ。

阿波田委員：今のにちょっと関連するんですが、良く分からないのは、例えばこういう施設を造った時に基本的にいるんな村だとか運営協議会との間に管理業務の委託という形でやりますよね。すると、当然そういう委託に関しては委託元と請負があるわけですね、ちゃんとそれを受ける。そういう関係が何か明確でないわけです。多分そういう委託をする元というのは、例えばこういう事業であれば田園空間整備事業というのがあるわけですから、当然そういう目的に沿った形でそういうものがきちっと運営されるかどうかというのは契約ですからね、コントラクトですから、ちゃんときちっとそういうものがないといけない。特に公共管理でこういうことが言われているのは、言わばこういう委託関係の形でコントラクトというのが非常に重要になってきて、いろんなものがこういう形式になっていくわけですね。そういう時に、やっぱりそこには効率だとかコスト削減だとか、そういう意味合いが背景にあるわけです。普通はそういうものには大抵数値目標とかいるんなものがあるわけですがけれども、この場合余りそういう効率性だとか、そういう営業に関するようなことが余りありませんから、多分事業のそういう目的に沿った形できちっと目標が達成されているかどうかというようなものは、当然そういう施設を造って貸す場合にどこかで明確になっていないと、ただぼんとそういう委託業務でどこかがそれを勝手に運営するのに任せるというのでは、だから誰がどこと契約、委託しているのかというのが、例えば村でなくてこういう運営協議会に直接委託したっていいわけですね。多分そういう施設はそのまま村に任されて、村がまた運営協議会というところへ委託という形で出すんでしょうけれども、そうなれば村レベルの委託に関してはこれは少なくとも県との関係は希薄になってしまいますね。だけど、造った元はどこかと、やっぱりきちっとしたそういう委託契約みたいなものがちゃんとないといけないのではないかと、そういうところが何か良く分からないので、全体のコンセプトがよく分からないような気がする。こういう事業自体は非常に新しいし、行ってみたいと思うようになりますし、是非うまく成功させるにはやっぱり組織としてもそういうところがきちっとしていないと、何かいろんな模範になるような枠組み作りをきちっとして、こういう目標がきちっと達成されるような仕組みがやっぱりちゃんとないといけないのではないかとこの気がするんですね。その辺がちょっと良く分からなかったの。

農村整備課：ただ今の御質問でございます。先ほど渋谷委員への回答の中で、1ページ目でございますけれども、こちらの2番に総合情報館は今後とも村がランニングコストを負担しまして財産管理を行います、コスト縮減のため運営管理は管理業務委託契約に基づき協議会が行うと。掃除等の通常の維持管理は下部組織の部会が行いますということでございますけれども、この管理業務委託契約は実は詳細には記してございませんけれども、今年の5月30日に村と協議会が契約を締結してございます。これは第1条から第10条までなる契約書

に基づきまして契約してございます。さらに、直売所につきましても、施設自体は村の施設ということでこちらも協議会と村が契約してございまして、契約は7条からなっております。これは施設の供用の内容とか維持管理の内容、あるいは費用の負担、こういったことまで細かく定めた契約書で締結しているという状況でございまして、先生御指摘のとおり運営がスムーズに、あるいは法に基づいてやれるような体制にしております。以上でございます。

委員長：奥村委員、どうぞ。

奥村委員：私の質問が非常にシンプルになっておりますけれども、前田先生がさっきおっしゃったように、湧水とか神社など歴史的に良い所が残されている村、地域のような気がいたしました。ただそれが地元に住んでいる人たちにとっては余りに身近なことであって、別に手を掛ける必要もないということで放置されたり、昔いたホテルも今は少なくなりました。地元の人たちはあまり意識しないうえに思っているんですね。それがこの事業の展開で意識が変わってきたとしたら、当分リードする方々の努力と情熱に期待するしかないと思わず不安です。

それから、この南郷というそんなに広くないエリアの中にカッコーの森エコーランドというのと、それから世増ダムがあって、そして今この島守の公共事業というのがこのエリアの中に3つも立て続けにでもないでしょうけれども、そんなに離れた期間ではなく展開されていくということはほかの地域でもあることでしょうか。

農村整備課：お答えしたいと思います。南郷村のエリアの中で世増ダム、これは国営の事業でございまして、農業用水、それから水道用水、あるいは治水、総合ダムになっておりまして、これはあくまでも水を提供する、あるいは水を治める、そういった目的のために造られたものでございます。今回の田園空間博物館につきましては先ほど来御説明申し上げておりますように、地域住民がワークショップなどにおいて今まで大事にしてきたものを、17ページに書いてございますけれども、湧水につきましては個人や地元の団体が今まで整備し、あるいは守ってきたもの、あるいは四十八社につきましては神社総代等の集落住民が管理してきた。それを今度はこの事業によりまして、これからも地域のものとして管理していこうという意気込みでこの事業を始めたということでございます。したがって、第1点目は、世増ダムとこの事業とは全く事業の目的が違っているということをお願ひしたいと思います。それから2つ目は、湧水や神社等は今までもきちっと守られてきておりますので、これからもこの事業を契機にしまして更に地域の宝物としてやっっていこうと、守っっていこうということでございます。

委員長：もう1つ、あちこちあるんですかという奥村委員の質問に対してはいかがですか。

農村整備課：似たような田園空間とか、あるいはこういった総合的な事業が1つの町の中にある場合も、青森県の場合はないんですけれども、他県の場合あったとすれば地域が、あるいはエリアが違う、エリア分けがされているということが1つ考えられると思います。重複するということはありません。

委員長：県内ではここ1ヶ所だけでございますね。先ほど佐々木委員が解説してくれましたように、この田園空間という言葉そのものは、そこに元々田舎だと言われていたところの人と自然がもたらしてきた風土を1つのミュージアムとして子孫に残していこうというのが農水省の1つの方針で展開していて、全国で50ヶ所あるかないかぐらいでしょう、その中の1つがこの青森県であるということなので、確かにコンセプトは皆賛成だと思うんですけど、やっぱり各委員御心配のように情報館という1つの建物は今後20年先、30年先にわたっ

て本当に初期の目的のとおり運営していけるのかなというところだけがちょっと気になりますねということに意見が集約されるのではないかというように理解しております。

それで、この縦長の質問事項一覧という、4ページにわたって各委員から出されているものがあるんですけど、その一番最後に本日欠席されている長谷川委員のコメント、それぞれの事業についての関心のあるところについてのペーパーが5ページ、6ページというように一番後ろに2枚にわたって付いております。6ページの方の5番が長谷川委員の意見ということで3行書いてございます。お目通しいただければと思います。そういうことで、そろそろ時間も小1時間経ちましたので意見を取りまとめたいと思うんですけども、横長の事業概要表、委員会未決定分というものをもう一度御覧いただきたいんですけど、その一番上に13番としまして、これは既に前に配っていただいたものをもう一度ピックアップしているんですけど、事業名があって、事業費が平成17年度で終了の見込みで13億5,000万と。全体計画がこうありまして、既に進捗状況を見ますと全体の71.1パーセントですということで、県の方針案としましては継続というように表が出てきております。

これに対して、私ども審議会としましてはどのように結論を付けますかということをお諮りしたいんですけど、念のために、あちこち飛んで申し訳ございませんけど、今日は県土整備部の調書しか多分机の上に配られていないと思うんですけど、縦の調書というのをちょっと出してもらえますか、これです。ペーパーのことだけ確認したいんですけど、2ページ目に県の対応方針というのがございますよね。総合評価というのがあって、その評価の理由というのが書いてあります。これは既に事前に私ども13番についてはもらっているわけですけど、これからお諮りするの一番最後の4番目のところに公共事業再評価審議委員会意見という欄がございまして、これが空欄になっていたわけですね、今日まで。この13番につきましては、委員会意見を県の対応方針案どおりと左側に丸をつけるのか、右側の方に修正すべきというところにするのかと。そして、第2段階では継続、計画変更、中止、休止と。休止というのは今日はないから休止はないんですけど、継続、計画変更、中止と。附帯意見、評価理由というところがあるんですけど、ペーパーを御覧になっていますね、これを今決めたいんですが、まず委員会意見としていかがでしょうか。対応方針案どおり、修正すべき、どちらにしましょうか。ただ今の追加説明、それからやり取りでいかがでしょうか。どうぞ。

前田委員：1つだけ、情報館の場合の継続は将来どうするのかというのはその時点で考えるというお答えでしたよね。それはそのままだと非常に無責任のような気がするんですね。そのところ、将来とも継続が出来るような対応を考えてほしいというような、少なくともそれがなければせっかく投入した財政が将来的に生きてこないのじゃないかと思う。

委員長：そうすると、前田委員の意見としては、県の対応方針案を修正すべきということで、そして次の欄は継続だけれど私たちの意見として附帯意見を書くという御提案ですか。

前田委員：そうですね。その方が望ましいのではないかという気がするんですけど。

委員長：いかがでしょうか。ほかの委員。いろいろ御発言いただきたいんですけど。別な御意見はございませんか。今日決定しないといけませんので。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：今までの議論だと、附帯意見を入れるか入れないかの議論のような気がしていますけども。方針はこのとおりで、その根幹的なところへの質問については答えていると思いますけども。

委員長：佐々木委員の意見は、対応方針案どおりというところに丸を付けるけれども、附帯意見にただ今のような情報館の話はちょっと気になるので、ここを文章として文言を入れた

らいかがかという御意見ですけど。ほかにいかがですか。阿波田委員どうぞ。

阿波田委員：ちょっとその前にお聞きしたいんですが、対応方針案どおりと、対応方針案を修正すべきという時に、継続か計画変更か中止かという時に、県サイドで継続という評価をされていることに対して修正すべきかどうかということですね。だから、選択の余地というのは継続か計画変更か中止という中で、継続というのを変更すべきかという意味で捉えるんですか。

委員長：事務局、どうぞ。今のような御質問ですけど、2番目の欄と1番目の欄とどっちが先に来るんですかという話ですよ。

事務局：県の方で対応方針案をお示ししてございますので、その対応方針案どおりで委員会の意見が妥当であるかどうかまず判断していただいて、仮に対応方針案どおりだとすれば継続でこの場合御提案申し上げていますので継続という形になると。それで継続という県の対応方針案が妥当ではないということであるならば、対応方針案を修正すべきだと。そこで継続で委員会にお諮りしているものにつきまして対応方針案を変更すべきとなれば、計画変更か中止しかないということになるかと思えます。

阿波田委員：あるとすればね、計画変更というのはかなり重要な事柄がないとやっぱりそう簡単にここはやれないわけですから、やっぱり先ほど言われたように附帯意見を付けるかどうかというような判断だと思うんですが、どうでしょう。

委員長：元村委員どうですか。

元村委員：同じ意見です。と言いますのは、継続か計画変更か中止かということ判断するには、予算の問題とか面積の問題とか、実際に具体的に我々が提示しなければいけない。この委員会としてはそれは不可能です。そうなりますと、やはり委員会評価としては継続しか、計画変更とか中止という案を出すだけの根拠を示すというのは非常に難しい、不可能なことだと思うんですよ。そうなりますと継続しかないと思うんです。その場合に、今の委員会意見として対応方針案どおりかどうかというのは、その上の欄に3の県の対応方針というところがありますけれど、それに対して我々が意見を言うということになると思うんですね。そうしますと、我々としてはもうこの3に書かれた継続方針、私は今13番を持って来ています、以前に配られたものをですね。ここに書かれているものが我々として妥当かどうかを評価するということになりますと、今佐々木委員とか阿波田委員がおっしゃったように、これはもう附帯意見しかないんじゃないかと思うんです。

委員長：前田委員どうですか、よろしいですか、そういうことで。

元村委員：ほかの案件に関しても、基本的には我々はそのままでいけないと思うんですよ、計画変更とか中止ということには。具体的に計画変更という結果を出すためには、予算的にいくら以上、面積的にいくら以上の変化がなければそういう結論は出せないということになると、この委員会としては非常にそれは難しいと思います。

委員長：それは一般論としては必ずしも今の論理性はないと思うんですよ。私たちはこういうミーティングをすることだけでもって計画変更をするような変更の数値を提示したり、そういうことをしないと何でもかんでも継続になってしまいますねという論理性は再評価審議会としてはおかしいと私は個人的に思います。一般論の話ですけどね。ですから、一般論の議論はまた後でやりますけども、少なくともこの13番に関しましては、前田委員が御自分の御意見を修正していただければ、県事務局が提示されているように継続ということ、要するに対応方針案どおりで継続というところに丸を付けて、あと私たちがここで確認したいのは附帯意見のところには何か意見を書きましょうか、どうしましょうかということをやっと

議論したいということが残されているかなと思うんですけど。

元村委員：はい、それで結構だと思います。その附帯意見として具体的に出されておりますのが、今前田委員がおっしゃったような情報館をどうするかという問題がまず1つ出ていますね。私はもう1つ提案したいと思います。それは先ほど佐々木委員の御説明の中で、これは1つのパイロット事業だということをおっしゃっておられます。その場合に、これは県としてのパイロット事業であるならば、出来上がったら全てこの地区に委託してしまうということではなくて、出来るだけ県としてのバックアップがあっても良いのではないかというように私は思います。以上です。

委員長：2つ目の点についてはいかがですかね。余り委員長がいろいろ言うのも何だが。どうぞ、岡田委員。

岡田委員：私は逆の意見です。この6ページ目の回答にも姿勢がよく表れているんですけどね。例えば1番目の回答を見ていただくと、農村は都市住民に提供する、こういう格好で書かれていますよね。こうではないと思います、私は。そうではなくて、農村はまず都市住民のためではなくて自分たちのためにあるんですよ。そういう意味で、やっぱり主体性をできるだけ損なわないという、こういう角度での附帯意見を是非付けてほしいと思っています。農村は都市住民のためでは決してありません。地方のためにまずあると。

委員長：今の文章は6ページのどこを読んでいますか。

岡田委員：のところです。近年、農村は単に生産の場でなく、自然と人間が織り成してきた伝統文化を都市住民に提供する空間。こういうことではないんですよ。まず自分たちのためにあるからこそ生産があり生活があり文化が守られるから、初めてそこで文化というものができて、それについては都市の住民も是非一緒に享受したい、そういう空間と一緒に人間の生き様の1つとして同じような形で遊びたいんだとか、そこで時間を過ごしたいということであって、都市のために農村があるという、これが私はそもそも間違っているというように理解をしております。だから、まずは地域住民の主体性をできるだけ損なわない、その限りでいろんな費用だとかをサポートするということをお考えいただきたいなと思っています。

委員長：ここまで農村整備課として何もへりくだる必要はないですよ。そのとおりだと思いますよ。伝統文化等を田園空間として考えてきて、農山村と都市住民の双方向の交流でこれで全然おかしくないの、余計なことなど書くことはないですよ。だからいろいろ言われるのでね。おそらく農水省でもこんなこと、都市住民に農村は身を挺してなんていうことは言っていないはずですよ。農水省はこういう姿勢は取っていませんから。取っているとすれば青森県当局が取っているだけであって、今日は次長がいるけど、伝統文化等を田園空間として捉えてということで全然問題はないのではないですか。

それと岡田委員何ですか、要するに契約に基づいて地元がやっていくということ、県は最後までバックアップしろというようなことを書いたらいかがかということに対しては、そんなことは書く必要はないという御判断ですか。

いかがでしょうか。それでは整理しますと、情報館の維持についてはきちっと最後までフォローしなさいというところは、この文言を附帯意見として入れるということはよろしゅうございますね。文章はちょっと後で私と事務局が整理して書いて、先生方にももちろん見ていただくわけですけど、そういう趣旨のことを入れると。

2つ目の点はどうしますか、ここのところは、県として将来ともバックアップしろということは、あえて私自身はそういう文言を入れなくたって当たり前なことだと思うんだけど。

入れるということでしょうかね。いかがでしょうか。どうぞ、北村委員。

北村委員：パイロット事業だと伺った後に感じたのは、じゃあ何故このパイロット事業が南郷村でなければならなかったのかと、豊かな田園を抱える地域は青森県内たくさん有数の地域がある。その中で南郷村が選ばれたというようなお話もございましたが、選ばれたのと住民が希望したのと合致したということだと思んですけど、でもやはり住民の心意気とか顔が見えてこない。この事業の場合は今始まったばかりだと言えればそれまでですけども、やはり住民がどんな熱意を持ってこの総合情報館を活用して豊かな暮らしを築いていきたいのかというところが一番知りたいところで、そこが見えてきませんので事前の説明の時も事務方にお願いはしたんですけども、やはり南郷村としての決意ですよ。私どもこういうように何回か貴重な時間を持ち寄って話し合いをしていますが、そのことが住民の方にどんなように伝わっているのか分かりませんが、こういう話し合いをしてお認めしたと、事業を。何年か後にこの事業が頓挫したみたいな形になって、巨大な粗大ゴミとして存在しているなんていうことが20年後なんかにあったりしたら、本当にこの会議は何だったんだろうということにならざるを得ない。ですから、どんな形になるかちょっと具体的に今ひらめかないにしても、是非地元側の決意表明のようなものをお示しいただきたいということと同時に、そんなものを知りたいというような要望があったというような表現ができないものかと思うものでございます。以上です。

委員長：どうぞ、細井委員。

細井委員：質問に対して補充回答等がありまして、十分審議尽くされたのではないかなという感じがしております。そこで、先ほどの話題の中には維持管理について契約行為がなされておりますので、私も仕事柄行政の委託業務をしているのが多々あるのでございますけれども、それはそれは重要なものでございます。いったん契約したものは最後の最後まで責任を持って遂行するという任にならざるを得ないのでございますけれども、しかし20年、30年後のものまではなかなか先行きが全く見えないわけでございますので保証はできないかもしれませんが、まずこの中でははっきり契約行為がなされているということを感じながら、この事業は継続すべきではないかと。それともう一つは、やっぱり地元に対しても新幹線開業以来非常に経済効果も出ているようでございますし、まだまだこれからこの事業は脚光を浴びるものと期待をしているところでございます。以上です。

委員長：どうぞ。

阿波田委員：1つ意見を言っておきたいのですが、附帯条件として入れるかどうかは別として、この事業は1つはある事業をやる時に、例えば行政、それからNPOあるいはNGOと、この場合運営協議会ですか、それと住民が参加するというようないろんな新しい要素があるわけです。それと総合的に、縦割れでないようなことをやると。そういう時に、そういう新しい取組に対して非常に重要なことは、それぞれの機関がコントラクトでいろんな監視とかそういうものを作るわけです。そういう時に、その委託というのが従来やってきた委託とかそういう意味合いではなくて、やっぱりいろんな効率だとかいろんなものを背景とした新しい試み、行政、住民、NGO、NPO、そういうものをどうやって運営していくかというそういう組織作り、全体で政策をやっていくという時の新しい雛型でもあるわけですね。だから、そういうところをきちっと考えてほしいということです。だから、先ほどちょっと質問をしたのも、それと県がどういうふうはこの田園空間整備事業という目的に関わっていくのかというのが、何となく施設を造ってそのまま後は村が委託契約を結んで運営していきますというようなスタイルではなくて、何かもうちょっとあるのではないかと

な疑問があるわけです。だから、そういうところが発想を変えて、そういうのをきちっと全国にうまい例として見せるような、そういう枠組みでやっぱりやってほしいと思うわけです。だから、そういうところはやっぱり皆さんちょっと何となく本当に大丈夫かというようなところがあるんです。

委員長：そうなんですよね。はい、どうぞ、渋谷委員。

渋谷委員：ランニングコストという問題とか、あるいは私の質問で減価償却というのは確かに不適切な言葉だと思いますが、結局投資した分というのはどういうようになっているのか、あるいはどういう負担となっていくのかということなんです。要するに、建物を建てる時に国のお金がある、県のお金がある、更に市町村の負担があるという形でまずお金が必要になります。それから通常運営するためのいわゆるコストと言われているところがあるわけですね。今の問題になっているのは、そうしたお金の負担に市町村が耐えられるかという問題で、差し当たり回答として出されていますランニングコストは市町村で毎年負担しましょうという回答になっているわけですね。ですから、村の方で大いに緊縮財政だろうけれどもやってくれというようになるから、それはそれでいいのかもしれませんが、もう1つ、実は建設する際に負担が25パーセントあるわけですね。恐らくこのお金は既に出し終わったわけではなくて、村が借金をして当面は払わなくて何年か据え置きでこの後払っていくお金だと思うんです。ですから、実はランニングコスト分の負担と最初に投資してどこからか借りた、起債という形で用立てたお金の返済がこれから始まるというような仕組みがあって、それが本当に大丈夫かということが問題になっているのではないかと思います。その点について、各市町村はその負担はとてもできないということで今公共事業とか様々な事業に乗ってこないという現実があるわけですね。ですから、ここの委員会でもし附帯意見として出すのであれば、確かにランニングコスト分として村が負担していくという問題、それからこの建設のために用立てたお金の支払いということについて、やはりきちんと払っていけるような健全な形を取るよう努力してほしいというような内容の意見を是非入れてもらえれば良いのではないかなというように思っているんですけどね。以上です。

委員長：渋谷委員の方から具体的な提案があって、イニシャルコストって今造っている時から村が25パーセント負担しているので、それを今後払っていく上でもきちっと遂行してほしいというイニシャルコストの話が1点と、それからさっきから話題になっている今後のランニングですね。この2つのことを附帯としてきちっと書いたらいかがかというようなお話です。いかがでしょうか。どうぞ。

前田委員：ちょっと、先ほどの北村委員のお話にもありましたけど、決意まではいいとしても、少なくとも20余年後の将来をどうするかというような時点で、その時点までは考えていないわけですね、今の時点では。と言うことは、取りあえずは国の政策に乗ってこれを進めるということでスタートしているわけですね。もちろん自発的な問題も当然あったでしょうけれども、それは本来この問題で掲げているいろんな各部会の問題というのは、継続してやるんだというようなことが謳われていながら、そこだけが何か20余年先が分からないというような説明になっていますけれども、非常に責任のない話だと思うんです。せっかく税金を投入して、国と県と市町村でも負担していますけれども、それを将来とも生かすんだという初めの中に盛られている精神というのは、当然その時点で更に工面して継続するんだというのが当然だろうと思うんですけれども、そこが全然ないのでそのところはどうかということの附帯条件をきちっと付けたらどうかなという気がするんですけども。

一條委員：私は社会教育の方から、どう意見を話したらいいのかというのをすごく悩んでい



たんですけれども、今説明していただいた分を伺っていると、私はすごく教育の部分だけに質問が集まっているんですが、今現在立ち上げてしまった住民がすごく涙ぐましい努力をしているような、今始まったばかりだから頑張っているんだけれども、これが恐らく2年、3年後にこれだけの部会がきちんと成立しているかというのがすごく私は不安に思うんです。すごく大人が学習の場を提供していくということにかかるエネルギーとノウハウのなさというのが、弘前でもどんどん大人の学習がなくなっていくという時に、これだけの部会が人が重複して部会を組織しているという、それも私が拝見するにはこの島守地区の学校のための社会教育施設を1個造って、PTAが運営しているというような感覚には私は見受けられて、いつまでこれが続けていられるのかなというのがすごく不安なんです、お話を聞くと頑張るんだということに対して私は何も言えないし、でも多くの現実を見ているととてもそれは続いていかない。大人が提供する学習を、今委員の方々がたくさんお話していらっしゃった継続させる仕組みなり、私は行政が一方向的に手を貸すというのはやっぱりそこに住んでいる住民の自主的な学習を失わせていくことになると思うので、それはあまり積極的に関わることは好ましくないんですが、やっぱり継続を支援していくようなプロセスなり、住民の自主性というのを育てるような仕組みというものをきちんと作っておいていただきたいということは、私の希望の1つです。

岡田委員：私も全く同じ意見なんです、皆さんと。見えてこないというか、むしろ町村とか自治体というのはひょっとするとそういう意向があって、事業をやりたいとか取りたいというのがあったかもしれませんが、住民が本当にということとはなかなか見えづらいというのが正直なところで、そうしますとやはり自治体と住民とのできるだけ距離を埋めるとか、そういうことにサポートするとかやっぱりその辺りのことがないと、これが自治体が困って住民がやりたいと言ったからということでほんと渡されると、住民はとたんに困りますよね。そういうことの心配が依然としてあると。そういう意味では、自治体と住民を上手に一体化させるとか、あるいはそれに向けては県がサポートするとか。結局は地域の一体的な主体性というのをきちっと助長するとか、そんなことがほしいということで希望します。

委員長：はい、ありがとうございます。そうしますと、まず附帯意見は書くという点では一致していると。その附帯意見の書く中身は、大きく分けて2つあるというように私は整理しました。1つはコストの問題ですね。そのコストの問題では先ほどから申し上げていますようにイニシャルコストと、それから向こう10年単位のランニングコストのことについてきちっとすべきであると、それが1つです。

それから2つ目はソフトの方の話で、組織作りで南郷村とこれだけたくさん頑張っている250何人の部会を構成している方たちが、将来ともにわたって元気を出してやっていけるようなための運営協議会に対する支援というか後援というか、これを行政としてもあまり全面に出る必要はないけれど、だから後援と言うんですかバックアップをきちっと位置付けるというような、コストの話と組織継続のための行政側サイドの支援というようなこの2つに分けてちょっと作文をしてみたいと思いますけど、よろしゅうございますか。それでは、そういう形で附帯意見を付けて県の対応方針案どおり継続とするということで、この13番は結審したいと思います。どうもありがとうございます。ちょっと私のタイムスケジュール、随分時間を取ってしまって、これだけ重い問題だったからしょうがないと言えばしょうがないんですけど。

(2)河川砂防課所管事業の県対応方針(案)への委員会意見決定に関する審議  
《ダム建設事業を除く河川砂防課所管事業の審議》

委員長：引き続きまして休憩なしで参ります。続いて担当課が変わります。河川砂防課でございます。未定が20番から40番までたくさんあるんですけど、そのうちのダムのことはちょっと重い問題ですので後でやるということで、河川改修の問題で25番からのことについて各委員から質問が出されていたり、それから詳細審議をはしった部分がございますので、その辺を担当の方からどうぞ。

河川砂防課：河川砂防課の工藤と言います。よろしくお願ひします。座らせて説明させていただきます。岡田委員の方から河川整備計画の策定状況と策定に際して聴取している住民の意向などの資料を提示してもらえないかということがございました。お手元の方に分厚い資料ですが、資料1と2を我々が持ち得る範囲で添付させていただきました。

内容でございますけれども、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定状況を資料1で説明させていただきます。その概要でございますけれども、一番上が整備状況、実施中の河川について説明した表でございます。説明に当たりまして2枚目を見ていただきたいんですが、概要を簡単に説明したいと思います。河川工事は、工事実施基本計画を策定し事業を実施して参りました。平成9年には河川法が治水、利水に環境がプラスされまして改正が行われました。それで新しい計画制度として河川の基本方針、基本高水、計画洪水流量配分などを定めた河川整備基本方針と、それから河川工事、河川の維持などの内容を定めた河川整備計画を策定しての実施となっております。特に、河川整備計画を策定する過程において、学識経験者及び地域住民の意見を反映することとしており、公聴会、懇談会、アンケート等もございますけれども、その場で意見を聞きながら平成10年度から策定作業を進めております。

次に策定状況でございますけれども、今現在でございますけれども、資料1の1枚目でございます。ここに現在事業を実施中の河川、ダム、それと網掛けしておりますのが今回再評価にかかっている河川でございます。ここに策定状況を示しております。それで、この策定状況でございますけれども、基本方針についてはほぼ策定済みでございますけれども、整備計画については事業実施中の河川、それを含んだ水系と新規事業の予定河川、災害等によって新規事業を立ち上げなければならない河川が出て参りまして、それを優先的に進めております。こういう状況でございます。それから、一級水系についてでございますけれども、本県の一級水系は岩木川、馬淵川、高瀬川の3水系となっております。国土交通省で河川整備基本方針を策定することになっておりまして、県管理区間の河川整備計画は国の河川整備基本方針の策定を受けて進めますが、未策定の場合、まだ策定されておりませんが、策定中でございますけれども、元にある工事実施基本計画を河川整備基本方針と見なして良いとされております。これを基にして、今馬淵川、岩木川、高瀬川、策定作業に入っております。それから、河川法が改正になりまして、環境の分野が追加になったわけですが、河川整備計画が策定中、あるいは未策定の河川については、工事実施において多自然型工法を積極的に取り入れるなどして、整備計画が策定されないままでも環境に配慮した工事を進めるよう努力をしております。それと、資料2に添付しましたけれども、今までに公聴会、懇談会、アンケートを取った資料を資料2に添付しております。中身の説明は時間の関係でできませんけれどもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長：はい。これで一般的な河川整備に対する基本的なお考えをいただいた上で、各論のことについて入っていききたいと思います。これは事前に各事業に対するということで出てきているのは25番だけですか。そうですか。それではどうぞ25番、お願ひします。

河川砂防課：整備防災グループの有馬と言います。座って説明させていただきます。第1回の審議委員会で、岡田委員より河川改修全般について用地費が高すぎるという御指摘がござ

いました。整理番号25から33の河川改修9事業について、次のページに事業費に対する用地及び補償費の割合、これを一覧表にまとめました。9事業の平均の割合が一番下の真中辺でございますけれども29.4パーセントで、最高が31番の新城川で56パーセント、最低が29番の七戸川で14.7パーセントでございます。次のページに新城川と七戸川の現在事業を進めている付近の航空写真を付けてございますけれども、前のページの摘要欄にも記入しておりますけれども、河川流域の土地の利用形態によって用地及び補償費の割合が変わってくるものと思われまます。詳細について資料は持って来ておりますけれども、時間の関係上これで終わります。

次に、一條委員から事業期間が短縮できない理由にはどのようなことがあるのでしょうかという御質問をいただいております。基本的には河川改修は拡幅工事が中心となりまして、用地の確保とか家屋の移転、それから道路橋などの構造物の改築等が出てきます。それと基本的には下流から整備しなければならないということが原則でございますので、多額の費用と期間がかかるというのが現実でございます。平川につきましては、平成15年度事業費1億円で今年度やる予定でございますけれども、全体事業費が129億という膨大な金額でございますので、単純にいきますと129年かかるということになりますなりまますけれども、それは橋梁とかいろんな構造物を造る場合は金額を多く付けて整備していくということで、平成14年までに55.5パーセントの整備率でございますして、県内平均が32.8パーセントでございますから、平川につきましては整備が進んでいる方かなということでございます。

それから、前田委員より上流に設置されている久吉ダム、遠部ダムの建設時の洪水対策として見通しはどうだったのかという御質問をいただいております。これにつきましては、基本的には昭和41年の8月に上流部であります大鰐町、それから碓ヶ関村で浸水戸数が1,097戸という甚大な被害を被りまして、そのために抜本的な治水対策の検討を行った結果、河道の拡幅と上流にダム群を造るという洪水調節計画が策定されまして、遠部ダムにつきましては51年の3月、久吉ダムにつきましては平成7年度にダムが完成して、ダム群と一体となって治水安全度の向上が図られたものと思っております。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。事前にペーパーで質問をいただいたことはこのような回答でございますけど、そのほか25番から40番につきまして何か御質問、御意見ございますか。

それでは、この横長の概要表の3ページからでございますけど、25番の今の御質問のあった平川から始まって25は継続、26は全体計画の58.2パーセントで継続という形で、26、27、28、29と見て下さい。4ページが30、31、32で、進捗状況、B/Cと見ていただけていただけますか。5ページになりますと35番から40番。今年度で終わりのものもありますね。16年度、来年度ですか。39番、40番なんていうのは進捗が97パーセント、96パーセントでもうほとんど終わり。それからかかるものでは平成26年、27年なんていうものもあります、28年、30年。そうだったですね、33年、それで長い長いという話ですね。ということで、全体を通して見て、県の対応方針案としましては継続してやりたいということでございますが、我が委員会としてはいかがいたしましょうか。

再評価調書のペーパーに従いますと、委員会意見として先ほどあったように委員会の評価としては継続、委員会意見としては対応方針案どおりということでよろしゅうございますか。はい、どうもありがとうございます。それでは25番から40番までは、附帯意見も別にここはなくてよろしゅうございますか。はい、それでは25番から40番につきましては、県の方針案どおりで継続するというので、附帯意見も別にございませぬということで結審

したいと思います。

#### 《ダム建設事業の審議》

委員長：それでは、この後残しておいた5つのダムの問題がございますので、まずダムの問題につきましては御記憶だと思っておりますけども、中村ダム、番号で言うと21番になりますね。これは地すべり対策の件があったということで、詳しい検討をちょっと先送りしたんですね。それから24番の磯崎ダム、深浦町ですがこれは町の方の上水道の問題が町の方で現在審議中であるのでちょっと待ってくれというようなお話だったんでございますので、先にこの21番と、それから24番について詳しく御説明をお願いしたいと思っておりますけど、どうぞ。

河川砂防課：河川砂防課長の木村正博と申します。まず、中村ダム、磯崎ダムを説明する前に、青森県のダム建設の見直し基本方針ということで、お手元に紙がいていると思います。

委員長：ペーパーが1枚出ておりますね。

河川砂防課：それで、まず最初に御説明したいと思います。

委員長：委員の方々よろしゅうございますか、1枚の紙でございます。見直し基本方針というものです。それでは課長さん、どうぞ。

河川砂防課：過日、7月22日でございますが、県土整備部長からダム事業に関しまして知事へレクチャーいたしたところでございます。その際におきまして、知事の基本的なダムに対する姿勢と申しますのは、私は脱ダム論者ではない、どうしても必要なダムは建設すべきであるというお考えであるということでございました。同時に、財政の再建につきましても本会議等々で明らかになっているところでございます。私どもはこのような知事の思いを込めまして、この紙にございましており今後のダム建設に関する見直し方針というものを定めました。

それで1、2となっておりますが、1の見直し基本方針につきましては近年の財政環境の厳しさによる公共事業の抑制。さらに本県で平成13年12月に制定いたしました青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の趣旨を踏まえまして、森と川と海の生態系の維持、保全等を総合的に勘案し、ダム建設に取り組むものとするという基本方針を持ちまして今後望むものとしたしたいと思います。また、次の新たな視点、このような新たな視点による検討項目いろいろとございますが、これにつきましては小山開発グループリーダーから説明させます。

河川砂防課：ダムを担当しております小山です。よろしく願いいたします。新たな視点による検討項目ということで、今うちの木村の方から話もありましたように、非常に厳しい財政状況の中で見直しの基本方針としてまず公共事業の抑制の中に、これまでのダム建設計画とかありますけれども、先ほど言いましたようにダム建設において必要なものは進めるとというのが1つの新たな視点でございます。さらに、これまでのダム建設、計画においても環境アセスメントにより環境保全に取り組んで来たわけですが、新たに青森県のふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例、これが平成13年12月に出ましたので、これを受けて私どももこの条例については13年度から取り組みが進んでおります。いろいろな保全地域の指定とか保全計画の策定、それから地域住民の意見を踏まえるような形で、いろいろ実施の施策にも取り組んでおります。したがって、ダムにつきましてもこれらをベースにしまして、この(5)にありますけれども、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の視点、これから1つプラスしていこうと。それから、特に現地にお出でになって、大和沢川の地元の意見を委員の皆さんもお聞きしたと思っておりますけれども、河川整備計画

策定時の流域の人々の意見、これを十分反映していくというようなことで基本方針を考えております。以上でございます。

委員長：じゃあ、これについていろいろ質問をしてもしょうがないので、こういうように知事と県の県土整備部の方で確認をしてございますということを念頭に置きながら、個別の対応についてこの基本方針との擦り合わせを頭に入れながら、個別の問題の中でまたこれを振り返っているいろいろな意見交換をしたいと思うんですね。どうぞ。

岡田委員：条例は私たち委員にいただいていたのでしょうか。

委員長：13年度策定のものは来ていましたでしょうか。

河川砂防課：すみません。前は渡していませんでした。コピーしてありますので今配布したいと思います。

委員長：それでは、それをお手元に配っていただければ。岡田委員いいですか、それを見ながら聞きましょう。もう一度戻りますけど、中村の地すべり対策の件、深浦の上水道の件などを中心にして御説明をもう1回いただけますか。

河川砂防課：分かりました。中村ダムの個別評価調書の中で、前回もお話したんですが貯水池周辺の地すべり対策、これで費用対効果が大きく変化するというので今調査をしている状況です。13年度から動態調査を観測しまして、14年の冬から今年の春にかけての観測データは雪が消えましたので回収し、今年の9月及び11月にそれぞれに回収して、動態の解析資料を合わせながら整理していきたいなと思っております、中村ダムにつきましては3の対応方針のところは継続としてお願いしたいと。それで内容ですけれど、この動態調査、地すべり対策ですけど、これらの調査結果が出次第また再審議に諮るということで進めていただければなと思います。

それから磯崎ダムでございます。磯崎ダムにつきましては前回対応方針の方が入っておりませんでした。それは先ほど委員長さんの方からもありましたけども、深浦町の水道もあります。磯崎ダムの再評価調書の下の方を見ていただきますと、(2)に社会経済情勢の変化というのがあります。その中に、深浦町の水道のことが適時性の中に載っております。読みます。利水予定者である深浦町から、水道事業の水源を既存水源による施設計画に変更し、磯崎ダムから撤退するという意思表示があり、本事業の目的である水道水源確保の必要性がなくなった。それから、地元の推進体制ですけれども、1つとして利水予定者である深浦町では、既存水源による施設計画に変更し磯崎ダムから撤退すると。それから工事用道路の一部地権者からはいまだに了解を得ることができず、工事が進捗しない状況にある。このような社会経済情勢の変化を踏まえまして、私どもの方としましてはこういう考え方で整理させていただきました。まず、対応方針の次のページの3にも書かれているんですが、磯崎ダムにつきましては、まず治水、利水両面の必要性を併せ持つことから、総合的に判断してこれまで事業を進めてきましたが、6月末水道事業の撤退により利水の必要性がなくなりました。また、地元地権者への了解が得られず、用地取得も困難な状況になっております。それに磯崎川の治水につきましては、ボトルネック部を解消することにより、県内同規模河川並みの治水安全度10分の1程度確保できるというようなことから、また、県の財政状況は先ほど言いましたように危機的な状況になっております。現時点においても磯崎ダムを中止することはやむを得ないものと考えております。しかしながら、磯崎川の治水安全度の確保の必要性が薄れたわけではなくて、今説明しました河川整備基本方針に定めるとおり将来は30分の1を確保するものとしております。そのための方法としては、長期的な課題として検討していきますけれども、現段階での比較案ではダム案が最も経済的との結論を得てダムを遂行

してきたわけですけど、これからもダム案を含むあらゆる洪水調整施設などをその時点で検討していくというように考えております。これらのことから、3番の対応方針は総合評価として中止で、評価理由は今話しましたような内容を書いておまして、3つほど先ほど言いましたようなことを評価理由として書いております。以上が中村ダムと磯崎ダムの評価、対応の説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長：はい。この調書の要点を読んでもらったんですけど、先送りしておりました鱒ヶ沢と岩木町に跨る中村ダムの方は継続というようにして、地すべり調査をやらせてほしいという案でございます。それから、2つ目の深浦町の磯崎ダムについては、社会情勢、地元の状況が大きく変化し必然性がなくなったので、県としては中止したいということでここに御諮りしたいということでございます。最初にこの2つについて、先に各委員からただ今の追加説明で御質問ございますか。まず中村の方はいかがですか。地すべり調査をこれからも引き続きということですね。

河川砂防課：各委員から50問ほど質問が出ておりましたので。

委員長：では、それを一括してやりましょうか。これをやってしまっ、いろいろ決断をする前にちょっと休憩をした方が良くないんじゃないかと思うのですが。心構えをしてから決断しないと。ですから先にやりましょうよ。よろしいですね、ちょっと時間ください。

それでは、質問書が出ておりますので、この質問事項と事務方の回答とをセットになってどうぞ御説明をお願いします。

河川砂防課：それでは駒込ダムについて、一條委員から4問、奥村委員から4問、前田委員から1問、元村委員から6問ありました。計15問について、続けて質問と回答を説明させていただきます。

奥村委員：今問題になって県の方から御説明をいただいたのは、中村ダムと磯崎ダムの件です。これについての質問というのを、今だけ先にやらせていただいた方が分かりやすいと思います。

委員長：はい、わかりました。それではそうしましょう。ページを振ってないけれど、21番というのを開いていただけますか。ページはないけれど真ん中辺りの21番ですね。

河川砂防課：よろしいでしょうか。説明させていただきます。中村ダムの質問に関しては、一條委員から1問、奥村委員から7問、元村委員から7問ありました。順次回答させていただきます。

まず、一條委員の調査結果はいかがだったでしょうかという話でした。先ほども説明しましたように、13年度から動態観測をしまして、14年の冬から15年の今にかけて、今雪が消えましたのでデータを回収し、9月から10月にかけてデータの解析を行うということで、これを基に整理していきたいと思っております。

次に奥村委員の質問ですが、白鳥も飛来し、魚も獲れ、流れも豊かな中村川です。大雨のときに下水等からの逆流で床下浸水になるようですねと、このような質問内容でございました。雨が降りますと、川の水位が下水などが流れ込む口より高くなることから、川から下水等への逆流が始まります。このようなときに、ダムは下流に流れる水を減らすというので、ダム下流の水位は下がり、その結果下水からの逆流は防ぐという役目を持つことができます。

次に奥村委員からの、かんがい事業の廃止の理由をもう一度ということでもございました。国営総合かんがい排水事業鱒ヶ沢東部地区事業のことですけれども、これは国直轄事業として農政局さんが昭和52年度より着手しました。これはダム建設によって、導水路や用水改良、畑地かんがいを進めるというダム計画でございます。このときに、昭和59年1月に事

業計画概要を公示したわけですが、その当時リンゴ価格の低迷などで将来の展望が開けず、同意したのは計画決定に必要な2/3の農家を大きく下回る2割以下というように止まりまして、また、地元の負担を伴うということで、国営事業の実施反対決議などもありまして、事実上休止状態が続いているということでありまして、平成9年、平成10年よりの事業廃止が公表されております。

次に奥村委員の質問ですが、住民とともに考え知恵を出し合う大水対策なので、住民ニーズをまず行うべきでしょうということでした。私どもは、河川整備計画策定時において、公聴会、懇談会などを通じて地域住民の意見を反映させるということを進めております。先ほども説明しましたように、駒込も然り奥戸も然りやっております。今後とも、先ほどの新たな視点の中に加えましたが、住民の意見の把握を十分にしていきたいというように考えております。

次の質問ですが、奥村委員からの質問です。3案の方法、これ代替案なんですけれども、最も経済的に優れていて広角的という括り方に漠然とした不安を感じますというようなことのでございます。中村川の1/30の安全度で洪水から守るといようなときに、先ほど3案の方法を言いましたが、河道改修案、河道改修+ダム案、河道改修+遊水池案について事業費を試算し、その中で経済的に優れているものを採用しております。ただ、先ほども言いましたように、貯水池内に地すべりの調査結果が出てきましたので、その対策費次第では経済効果を検討していくといようなことになると思いますので、また結果が出次第再評価に審議いただきたいと思います。

次に、また奥村委員ですけれども、大雨のときに大量に溜まったダムの水、その放流被害はあるのかといような質問でございます。ダムに溜め込まれた水というのは、下流の水位低下に合わせながら、下流河川の流せる範囲以内でダムから放流されるという操作規則を作っております。したがって、通常放流被害というのは起こりません。ただ、目屋ダムにもありましたように、ダムに対して計画以上の流入量があった場合、この場合は満杯になる。それ以上のものについては洪水調節をする能力がなくなりますので、流入してきた水はそのまま下流に流すといようなことになります。したがって、ダムに溜めた水を放流しているのではなくて、その時点でダムに流入してくる水を放流していくんだと。要するに洪水調節のときは、下流を見ながらやっていきますといことでございます。

次に奥村委員の質問です。地元の方はダム建設は取り止めになったとおっしゃっていますが、これは多分国営総合かんがい排水事業鱒ヶ沢東部地区事業の中村ダムの当時のことだと思います。昭和52年に着手していましたが、そのあとかんがい専用ダムとしてずっと進めてきたわけですが、昭和56年、土木部が中村ダムに治水参加をして多目的ダムとなりましたが、平成10年のかんがい排水事業の撤退といことがダム建設取り止めではないかと考えます。

次に奥村委員の質問です。昭和44年以降洪水は起きていますかといことで、昭和44年以降、昭和50年、52年、55年、56年と洪水被害を被っております。近年では平成2年9月に家屋の浸水被害が発生しております。

次に元村委員からの質問でございます。本計画が国営総合かんがい排水事業鱒ヶ沢東部地区事業として着手したとき、ダムは計画の中にあつたのでしょうか。先ほども説明しましたように、中村ダムは当初かんがい専用ダムとして位置付けられております。その後、先ほども言いましたように、治水が参加し多目的となりましたが、10年度のかんがい排水事業の撤退により鱒ヶ沢東部地区は撤退しましたが、治水ダムとして今進めているところでござ

います。

それから元村委員からの質問ですが、本県内で地すべりの可能性のある地域が調査されていると思いますが、本地域は地すべり地域であることが分からなかったのでしょうか。地すべりの発生実績、ダム建設予定地との位置関係を教えてくださいということで、中村ダム及びその貯水予定地の範囲については、山地で人家から離れているということもありまして、ダムの調査が始められて初めて、そのいろいろな調査の中で明らかになっております。それで、地すべりの発生年というのは、地すべり堆積物が乗った第四期の湖成堆積物に含まれる花粉分析の結果から、第四期の洪積世であるということが判明しているのです、少なくとも1万年以上前のものであるということが分かっております。

次に元村委員からの代替案としての河道改修案、河道改修+ダム案、河道改修+遊水池案を検討したとありますが、本案件はダム建設事業です。河道改修事業+は別個に動いているのでしょうか。計画又は事業が動いているのであればその概要を教えてくださいということでした。中村ダムにつきましては、30年に1回の規模の洪水を処理するというので、 $700\text{ m}^3/\text{s}$ から $450\text{ m}^3/\text{s}$ までしか軽減されませんが、これはカットされるわけですが、しかし、下流の現況の中村川の流下能力というのは $310\text{ m}^3/\text{s}$ しかありませんので、このままでは $140\text{ m}^3/\text{s}$ 溢れてしまいます。このためにダムのほかに河道改修が必要とされ、河道改修+ダム案としての事業費の比較を行っております。下の方の事業の概要は河口から6.2kmを改修しまして、 $310\text{ m}^3/\text{s}$ から $450\text{ m}^3/\text{s}$ に流下能力の向上を図るというようなことで、下流部2.7kmは市街地部なので家屋移転がないように、川幅は現況のままで河床を80cm掘削するというような事業計画をしております。

次に元村委員の河川維持流量の算出方法を教えてくださいということですが、河川の維持流量というのは河川の正常な機能を維持するために必要な流量でありまして、具体的には国土交通省の作成しました正常流量検討の手引きに基づき算出しております、10項目にわたるものをしたためております。中村ダムの場合は動植物の生息地又は生育地の状況から定まる量から定まった、数量としては $0.897\text{ m}^3/\text{s}$ として今考えております。

次に元村委員ですが、中村川では昭和33年及び昭和50年代に4回集中的に洪水が発生している。その後水量不足に問題が大きく変化しています。その間に上流で流量調節機能に何らかの変化があった可能性が推定されます。また、変化の原因となるような情報がありましたら教えてくださいということです。これは、昭和33年、50年代の4回はいずれも津軽地方全域に洪水被害があった年です。これは中村川流域に限った現象ではなくて、洪水の主原因は大雨の降雨状況であったと思います。これらも中村川の改修が56年から始まりまして、64年度には狭窄部の改修が終りまして60年代以降洪水被害が減少したものと考えております。

次に元村委員からの河川維持流量を満足できない年が10年間に9年間発生しているのは、平成2年から11年の間であり洪水被害発生とは年代が大きくずれている。昭和50年代以降の農業用地の増加による農業用取水がその原因の1つではないかと考えられます。昭和50年代以降の耕地面積の推移を教えてくださいという質問でございます。河川維持流量のデータについては、直近の10年間、平成2年から11年で行っておりまして、一方洪水の方は、鱒ヶ沢観測所の雨量データが揃う昭和32年から平成11年の43年間で行ったために、その時期がずれて検討していると思います。それで、質問のありました耕地面積につきましては、昭和50年311ヘクタールあったものが、現在平成12年には307ヘクタールの面積だということでございます。



次に元村委員ですが、青森県環境計画の対応について地区区分TN7cを説明してくださいということです。これは青森県環境計画第3編環境配慮指針、第1章地域別環境配慮指針の4津軽西北五地域の中の3環境配慮の基本的方向にある記号です。鱒ヶ沢周辺日本海沿岸山地を表していきまして、表に地域区分ごとの主な環境配慮事項に示される配慮指針に基づく配慮が必要なことを示しています。具体的に言いますと、多様な野生生物が生息する生息環境の保全と確保、向上に配慮、ブナ林など森林の有する保水機能等水源涵養機能の維持保全に配慮などの26項目にわたる配慮指針を定められております。以上が中村ダムの質問と回答でございます。よろしくお願いたします。

委員長：磯崎もあるんでしょう。

河川砂防課：最後のページです。お願いたします。よろしいでしょうか。磯崎につきましては、一條委員から1問出ております。町水道再評価審議会での話し合いの結果はどうなったのでしょうかということでした。先ほども説明しましたが、磯崎ダムの共同事業者で深浦町の水道事業に係わる深浦町簡易水道事業再評価審議会というのがありまして、これが5月の22日に開催されております。深浦町では水道水源を磯崎ダムから既設の水道水源に変更し、事業を継続するという内容で再評価審議会に諮っております。これを受けまして再評価審議会では5月30日に、今後も水源の変更による事業を継続すべきであると考えているという内容で町長に答申しております。その後、深浦町から6月16日付けで磯崎ダムからの水道事業撤退に関する協議についての文書が送付され、私どもと町で協議を行っております。この協議の結果を踏まえまして、磯崎川水系磯崎ダム建設事業の実施に関する覚書の廃止ということで、確認書を6月30日に締結し正式に撤退が決まったものでございます。以上でございます。

委員長：よろしいですか。ありがとうございました。どうですか、まず、この中村ダムについて、ほかの委員から追加して質問、御発言ございませんか。

私から1つあるんですけど、この調書の2ページ目のところの(5)番です。評価に当たり特に考慮すべき点の環境影響への配慮というところで、これまでの調査結果からはクマタカについて現計画ダムサイト云々と書いてありますよね。調書開いているでしょう。それで、先ほどから継続して地すべり対策のための地質調査をするということは強調されてきましたけれども、ここら辺の継続調査の計画というか内容というのはどうなっているのですか。

河川砂防課：この内容につきましても、継続していく考えを持っております。

委員長：そうすると、地質調査と一緒にこちらの方の環境調査も継続してやるということでこの調査費の中に入っているということなんですね。

河川砂防課：はい、そうです。

委員長：はい、分かりました。いかがでしょうか。その次の、中止したいと言っている磯崎の方でも良いですよ。どうぞ委員の方々。この2つの21番、24番につきまして、御発言、聞きたいことございませんか。どうぞ、奥村委員。

奥村委員：県の方から中止というお話がでました磯崎ダムですが、私は内心ちょっとホッとしましてはしておりますが、その水害という点をもうちょっと具体的に説明をお願いします。

河川砂防課：実際は財政も厳しい折なんですけれども、是非河川管理者としてはその確率を上げて整備しては行きたいのですが、今のようなこのような状況の中で見直しして中止と。それで、今後の改修としましては、橋梁が2橋非常に低くなっておりまして、それらのものを上げることによって1/10程度までの洪水防御ができると。それからもう1つは、築堤部の低いところがあるので、そこら辺をやることによって1/10程度ができると、そうい

うようなことで1つ考えております。それと同時に、今言うように情報の中でいろんなソフト面で対策を考えながら、町とともに防災については進めていきたいなと思っております。

委員長：はい、どうぞ元村委員。

元村委員：質問なんですが、先程の御説明の中で地すべり対策が出次第再審議をするということで、地すべりの調査をやらせてほしいということだったので、私はこれは継続でよろしいと思うのですが、これは5年ごとに再評価ということになっていますので、今委員長がおっしゃった地すべり対策及びクマタカを含めて、さっき委員長がおっしゃったところの次に、もう1つ猛禽類の生息がほぼ確実だということも書いてあるんですね。そういった自然環境の調査も含めて次回の再評価というのは5年後になるんでしょうか。

河川砂防課：結果が出次第再審議させていただきたいと思っております。

委員長：それでは、残りの3つのダム事業についても、ちょっとペーパーが出ていますのでQ & Aについて説明してもらえますか、20番から。それ聞いてから休憩しましょう。

河川砂防課：それでは駒込ダム建設事業について、一條委員から4問、奥村委員から4問、前田委員から1問、元村委員から6問質問がありましたので順次回答していきたいと思いません。

まず一條委員からですけれども、岩盤の緩みを調査した上で新たな計画が15年にできあがるとお答えしてらっしゃると思いますが、今後の事業費は現在よりもどのくらい多くなるか想定できているでしょうかという話でしたが、現在、岩盤の緩み等の中で、駒込ダムにつきましては本体の設計、仮設備の設計を行っておりまして、それらを基に事業費を算定すると。平成15年は本体設計やっておりましたので、仮設備については16年度以降ということで、現時点ではどれくらいの増減になるかというのは想定しておりません。

それから次に一條委員の質問ですが、昭和44年のように堤川が氾濫しますと、青森市と市民に大きな打撃を与えることは十分に分かります。しかし、横内川、合子沢川の改修又は遊水池もその中で検討したらどうなのかと。これは駒込川が原因とは断定できないということです。先ほど川の改修にもありましたように、整理番号32の堤川の改修工事の調書の中で、今後は合子沢川、横内川についても計画的に改修工事を進めていく必要があるという書き込みがあります。それでも駒込ダムが必要と考える根拠、公共事業削減も含めてですが理由を教えてくださいということでございます。それで下湯ダムにつきましては、堤川には下湯ダムと河道改修、それと駒込川には駒込ダムと河道改修、横内川、合子沢川には横内川多目的遊水池と河道改修、これを計画して、堤川流域の100年に1回に降ると予想される雨に対応していると思っております。現在の整備状況は、河道改修が横内川、合子沢川上流部分を除きまして完成しております。ダムは下湯ダムが61年、横内川多目的遊水池が今年度完成予定となっております。今後につきましては、横内川、合子沢川の河道改修、横内川多目的遊水池が完成したとしても、駒込川は依然として1/10程度、駒込川から合流点下流の堤川が1/50程度として残ることになります。1/10を超えると、当然駒込川流域に降ったときは流域が危険な状態になりますし、また1/50を超える雨が降ったときは、駒込川合流点下流の堤川も危険な状態になっております。したがって、堤川流域全体を1/100にするためには、是非とも駒込ダムの建設が必要であります。もちろんこれには、先ほど説明しましたが、懇談会・・・(地震発生)

委員長：それでは、ここで休憩しますか。それでは10分間休憩しましょう。

《休憩》

委員長：始めましょうか。前の方が非常にすっきりしたというか、寂しくなったというか、

農村整備課が全員退出しましたのですけれど。県土整備部の方はお揃いなんですか。説明する方がいないのですね。地震はどうなったのか発表してください。

事務局：岩手県北部震度3、宮城県北部震度3であるという情報でありました。

委員長：昨日の仙台のような大きいものではなくて、震度3レベルが北東北にわたってということだそうです。それでは、先ほどの続きのところまで。

河川砂防課：では、駒込ダム的一条委員からのダムの必要性の理由ということで、先ほど確率を説明しましたけれど、最後に駒込ダムにつきましては、先ほど基本方針とか整備計画の中でも説明しましたけれども、地元の整備計画を作成するに当たって、懇談会、地元の意見を非常に重要視しまして整備計画も立てられておりました、期成同盟会もありますし非常に建設の完成を早く望んでいるというのが今の状況です。

次に駒込ダム、一条委員の質問です。下湯ダムと横内川多目的遊水池の貯水容量と完成年度を教えてくださいということでした。下湯ダムは完成年度昭和63年度、総貯水容量1,260万 $m^3$ 、横内川多目的遊水池、完成年度は今年平成15年度の予定です。貯水容量は225万3,700 $m^3$ でございます。

次に一条委員の質問です。下湯ダムと横内川遊水池が堤川河口部の洪水量に与える影響を教えてくださいということでした。下湯ダムと横内川遊水池で毎秒480トン、駒込ダムで毎秒200トンを調節することとしております。

次に奥村委員の質問です。ダムで沈む区域ですが、酸性の水が大量に湧いている沢、上松沢発電所、日本一の水道水を保つ役割を担う水源涵養保安林の辺り、これは後藤伍長銅像茶屋の辺りだと思えますが水没に含まれるのかということでした。駒込ダムの場合は、ほとんど国有林に計画されておりました、日本一の水道水と言われている横内浄水場の水源である横内川流域とはなっておりません。なお、酸性水が大量に湧いている空川、上松沢発電所、銅像茶屋の辺りは水没しません。

次に奥村委員のものでございます。黒部以外に美しいものと思うダムは見たことがありません。県内のダム湖は、なぜ土肌も荒くけずられ痛々しく水の量も豊かでないのですか。豊かな水量にある川のダムの役目をもう一度伺いたいと。駒込ダムにつきましても、県内のダムの貯水池においては崩壊などが見られる箇所もあります。ダムの建設時においては、法面対策工を十分にするなどして対処はしておりますけれども、今後ともまた復元には努めて参りたいと思えます。ただ、駒込川は比較的流量の豊かな河川であります。水の補給を踏まえて県都青森市を貫いている河川ですから、先ほどから言いますように、洪水防御の必要性は非常に高いというものであります。この駒込ダムといえますのは、ダムの全体容量の90%、約530万トンを洪水調節容量としているダムの役目をしております。

次に奥村委員の質問です。ダム完成後、ダム湖の周りにはどんな整備がなされるのですかということで、例えば公園、遊園地などとしております。既設のダムでは下湯ダムの例などがありますが、駒込ダムについては現在本体の詳細設計を行っている段階で、まだ周辺環境整備については検討を行っていないところでございます。

次に奥村委員の質問です。川の洪水は最近いつ起きましたかということで、堤川水域の洪水被害は、前にもお話ししましたが昭和44年、50年、52年、最近では平成11年、横内地区が浸水しております。

次に前田委員からの質問でございます。岩盤の緩みをセメントを浸透させるグラウチング工法で解決できるとのことですが、函館近郊の鶉ダムが同様の工法をされたと聞いています。ところが水漏れが治まらず5年以上工期が延びています。その点駒込ダムは大丈夫なのでし

ようかという質問でございます。駒込ダムの基礎岩盤は安山岩を主体とした堅い岩盤であります。ほかのダムの実績からグラウチングによる岩盤内の亀裂の閉塞は可能であるということで、いろいろ実験をしてやっております。したがって、遮水性の改良は比較的容易にできるので問題はないと判断しております。

次に元村委員からの質問でございます。本案件は32、堤川広域基幹河川改修事業と関連しています。32で駒込川工区は完了したとありますが、駒込ダムの完成に対応した計画により工事が完了したのでしょうか。駒込川の河道改修事業について現状を説明してくださいということで、駒込川の河道改修事業ですが、堤川との合流点から鉄道橋まで1.7km。これは今の事業で43年から昭和63年までに工事が終わっております。この区間の流下能力というのは、駒込ダムの完成に対応した計画となって終了しております。ただ、鉄道橋より上流幸畑橋までの2.6kmまではまだ未改修でありまして、ダム完成と合わせながら改修する方向で検討しております。河道改修を要する区間4.3kmのうち、1.7kmが広域基幹河川事業で改修されダム計画に対応した河道となっております。

次に元村委員からの質問ですが、下湯ダムの完成年度を教えてくださいと。下湯ダムの完成年度は昭和63年でございます。

元村委員からの次の質問に入ります。(4)代替案として、ダム+河道改修案と河道改修案を検討したとありますが、遊水池については検討しなかったのでしょうかという御質問でございます。駒込ダムの代替案として遊水池も検討しました。幸畑橋下流地点でダムと同じような効果をもたらす遊水池の規模を算定しております。それが320万程度の容量が必要となっておりまして、これを水深4m程度として掘りますと約100ヘクタールの面積が必要になります。もしこれを、遊水池を幸畑橋の下流に計画すると駒込などの集落が移転となるほか、環状7号線のバイパス、県道青森田代十和田線、道路の移転も大々的な移転となります。経済面だけでなく、技術的にも非常な困難であるということから、これは検討しましたが棄却しております。

次に元村委員からの(5)環境影響への配慮の中で、国立公園内で工事を行う場合の規制などがあればその内容を教えてください。また、環境庁に説明しているがその反応についてお知らせくださいということでした。駒込ダムのダム敷等は国立公園第二種特別地域及び普通地域に指定されております。国立公園内の作業については、自然公園法により規制がありまして、工作物の新築、改築、増築等の際には、第二種特別地域内では環境大臣から許可を得ること、普通地域については、環境大臣に届けるということが義務付けられております。駒込ダムにつきましては、出先機関であります十和田自然保護管理事務所に対して、計画の内容と環境調査についてずっと説明を行ってきております。これまでの結果に問題になるような事案はありませんでした。

次に元村委員の質問です。駒込川は強酸性河川であり魚類等は生息していないとありますが、その場合極力環境に与える影響を軽減するよう配慮するの配慮の具体的な内容を教えてくださいということです。駒込は御存知のとおり強酸性河川でありまして、魚は住んでいないことから、魚に対する軽減措置というのは考えておりませんが、植物等は現地において可能な限り復元したいと思います。また、この配慮の中では、現地の表土を一時ストックしておく。地元のは地元で使うというか、その地域にあった土砂を使うということで、残土を捨てずにそこにヤードを造った上でまた戻すというような、元々あったものに配慮しながら工事を進めるとともに、工事用道路の設置についても可能な限り法面を小さくするなど改善に努めていきたいと思っております。

次に元村委員の質問です。青森県環境計画への対応について、地域区分Aの1aについて説明してください。青森県環境計画第3編環境配慮指針、第1章地域特別環境配慮指針の1青森地域の中の3環境配慮の基本的方向にある記号で、堤川等上流八甲田地域というのを示しておりまして、表地域区分ごとの主な環境配慮事項に示される配慮指針に基づく配慮の必要なことを示しております。具体的には、先ほど中村川の方にも言いましたような内容でございます。駒込ダムにつきましては以上でございます。

委員長：続きまして、21番終わりましたから22番の先般見てきた所についても、結構意見が出ておりますので、そこをちょっとやっていただけますか。

河川砂防課：大和沢ダムにつきましては、一條委員の方から1問、奥村委員の方から3問、前田委員から1問、元村委員から5問、長谷川委員から2問、計12問ほど出ておりますので回答させていただきます。

まず一條委員からの大和沢ダムは河川の濁水にどのような効果を示すか、できれば数値で示してほしいということです。大和沢ダムの現在の計画の中では、平成4年から平成13年まで流量資料で、平成6年の流量に対してダムから補給するという計算をしております。具体的な試算値ですが、大和沢ダム直下地点でダムがなかった場合の平成6年の最小流量は0.023 m<sup>3</sup>/sです。この地点での正常流量というのは0.15と定めまして、ダムからこの不足分0.127 m<sup>3</sup>/sを補給するというので、ダムがなかった場合の5倍の流量を流すことになり正常流量を確保するというのでございます。

次に奥村委員の質問でございます。岩木川が東北一汚れているのが分かり唖然としました。大いなる岩木川でさえこのとおりですから、今までの河川事業に疑問も感じます。その時々で取水したり人工的に手を入れたりした結果、水が足りないからダムで溜めるというやり方をいつまで続けるのかという内容でございます。新聞報道でありましたように、BODは下水道の整備により改善される性質のものでありまして、河川の汚染は流域全体で取り組まなければならない非常に重要な問題であると考えております。濁水時においても、ダムがこれまで補給をしたりしておりますので、水が足りないからダムで上げるというやり方ではなくて、これからもこういうような濁水に対応したダムを造っていきたいと思っております。

次に奥村委員からです。階段護岸などは余りデコラティブでない方が良く、回答としては、現状を詳細に調査の上、今後とも適切に対応していきます。

次に奥村委員の質問です。融雪溝の必要性をもう少し知りたい。今後増えていく融雪溝の取水もこの川から取り続けていくのですかということでした。現地の時にも弘前市の方からも話がありましたが、やはり快適な雪国の生活を確保するという上では融雪溝の必要性は十分に認識しております。ただ、現在のところ大和沢ダムについては融雪溝への水を供給する計画は今のところ入っておりませんので、今後皆様の意見を聞きながら検討課題の1つとして取り上げていきたいと思っております。ただ、これには非常にお金がかかりますということになります。

次に前田委員からの質問です。自然環境の改善として58年のユスリカの発生、60年の魚類死亡情報が示されましたが、工場排水、家庭排水などは20年間の年月で改善されていると思いますが、最近の状態をお伺いしたい。それで、公共用水域及び地下水の測定結果からいきますと、土淵川のBODの値は平成元年までは7から10 mg/lあったのですが、平成2年から低下し始めまして平成5年は環境基準を満足しない、これは2 mg/lですけども、ほぼそれに近い2ないし3 mg/lの値となっております。このことからの数値を

見ますと、改善が進んでいるものと思われます。

次に元村委員からの、代替案としてダム＋河道改修案と河道改修案を検討したとありますが、本案件はダム建設事業です。大和沢川、土淵川、腰巻川の＋河道改修事業は別個に動いているのでしょうか。計画又は事業が動いているのであればその概要を教えてください。大和沢川につきましては、40年に1回の規模の洪水を防ぐということで、大和沢川についての治水だけをカウントしています。したがって、まず大和沢川と平川の合流部、これにつきましては、流量としてダムで320トン軽減されますが、この区間の現況流下能力が260ぐらいしかなくて、やはり洪水調整を行っても防げないというようなことで、現在改修事業が具体的に進行していますのは、氾濫の影響の大きい平川合流点から大和沢川上流2.2kmの区間で、河道拡幅による流下能力320トン、ダムを踏まえての話ですがそれに向上させるものとして進んでおりまして、この事業は平成8年まで国の補助事業として、現在は県の単独事業として実施して今進んでいるところでございます。

次に元村委員の質問でございます。大和沢川、土淵川及び腰巻川の河川維持流量が分かれば教えてください。また、河川維持流量を満足できなかったために河川環境が悪化した年を教えてくださいということでした。河川維持流量は、先ほども話しましたように10項目の中でいろいろ算定されております。大和沢川につきましては、4地点を基準点として正常流量を検討し、ダム地点においては0.15m<sup>3</sup>/sの正常流量、それから千年橋のところでは0.49から0.06m<sup>3</sup>/s、これは期別によりましてけれども0.06トンの正常流量を確保しようということ今計画しております。土淵川については2点のところ、正常流量としては0.16から0.315m<sup>3</sup>/s。腰巻川も同様に、2点で0.02から0.31トンの正常流量を計画しております。実際に土淵川の濁水被害が出たのは、昭和58年と60年ですが、このときの大和沢川での流量というのは、ちょっと把握できていないので、当時のほとんど知っていないということでした。

次に元村委員からの、流量については調査中と思いますが、大和沢川、土淵川、腰巻の流下水量の年次変化及び月別変化が分かれば、分かる範囲で教えてくださいということでした。各河川の流量の観測というのは、大和沢川では現地で見させていただいた平成3年度から。土淵川では薬王院橋の地点で。また、腰巻川では高田高架橋で5年度からずっと行ってきております。その中で整備されているのは、大和沢川、4年から13年。土淵川は6年から13年。腰巻川は6年から11年、13年とした流況になっております。次の2枚目に、流況の別紙が付いておりますので見ていただければと思います。

次に元村委員からの質問で、上流で耕地化進んだのは昭和何年ごろからでしょうか。流域の耕作面積の推移を教えてくださいということで、多分ダム下流の中の、ここの上流というのはそういう意味だとは思いますが、旧千年村としては8の集落、清水森とか、この間行っていただきましたけれども、そういう8の集落があると思っておりますけれども、どうも耕地化が進んだ年代については、ちょっと時間不明ですが1970年以降ではないかと見られます。耕地面積は1970年に900ヘクタールあったものが、2000年では770ヘクタールと15%の減少になっております。

次に元村委員の青森県環境計画への対応について、地域区分T3aを説明してくださいということで、青森県環境計画第3編環境配慮指針、第1章地域別環境配慮指針の2津軽区域の中の3環境配慮の基本的方向にある記号でございます。これは岩木川流域弘前市街後背山地と表しまして、地域区分ごとの主な環境配慮事項に示される配慮が必要なことを表しております。先ほども言いましたように、具体的には23項目に配慮するように定められており

ます。

次に長谷川委員からの質問でございます。本事業に関する各河川と水路の総合的な数量的治水計画及び取得水量計画及び河川環境保全のための数値で計画されたものを示されていないということでした。まず、大和沢ダムの治水計画の量でございますが、大和沢川については先ほどから言っていますように、40年に1回発生する規模の洪水に対して、ダム地点に流入する最大流量140トンのうち40トンをダムに貯留して調節効果を行い、最大100トンを放流するというようなことです。これは先ほどの河道改修に併せて防御していくというようなことです。それから取得水量及び河川環境保全ですけれども、ダムからの補給というのは環境保全に今のところ限られております。先ほど言いましたように、大和沢川では4地点、土淵川、腰巻川ではそれぞれ2地点として、先ほど言ったような流量を定めて貯留水の補給をしようとして今計画しているところでございます。

次に、ダム建設事業に関わる地域の自然環境に関する調査とその対策、対応に関する調査が十分でないという質問です。大和沢ダムに限らず全ダムですけれども、大和沢ダムだけでも貯水池の面積が33.5ヘクタールあります。これは環境影響評価法に規定された規模に満たないのですけれども、環境調査を行う上でこれを基にダム建設による影響を的確に把握するために、平成11年度から環境調査に着手しています。この結果、18種類の重要種が確認されましたが、特にダム建設による影響を検討、評価する必要があると考えられるアブラハヤ、カワトンボ類、クマタカについては平成13年度から詳細調査も行ってきております。現在のところアブラハヤやカワトンボ類については、その生息範囲を確認しております。いろいろな有識者による適正な影響の評価を行う予定です。また、先ほど言いましたように、クマタカについても営巣木及び幼鳥を確認していることから、今後とも継続しているいろいろな助言を得て、調査計画とか保全対策を立案していく予定でございます。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。事前に出されたクエスションは以上のようにございますが、何か追加して御質問ありましたらどうぞ。

それでは、既に示されておりますけれども、もう一度横長の概要表を御覧いただきたいと思っております。20番から順次県の対応方針案につきまして、本委員会としての意見をここに本日決定したいと思っておりますので、その審議に入りたいと思っております。前から順番で良いですね。

では、まず20番駒込です。いろいろ御質問も出ていましたけれど、それぞれ事務方の方から回答がありました。これはこの先更に長いんですが、平成27年度までかけて。さっき奥村委員の質問に対して、現地のカラーの写真の絵が付いていて非常に分かりやすいと思うんですけど、流域が横内川の流域とは別のところだということなんですけど、ここにダムの本体があって、上流が赤く染めたところ、この部分の点線で囲っているところが水没してというような計画ですね、これは。この計画に向かって現在その前段の調査をしている最中だけれど、継続したいと。今年の時点で全体計画の10.9%ということでございます。いかがでしょうか。どうぞ。

奥村委員：この図面を御用意していただいて、ありがとうございます。時間もございましたので、大変気になりましたので駒込川をずっと上流に遡って、ずっと見て参りました。改めて思いましたのは、この駒込川というのは大変水量が豊かだということ。それから、その川の景観というのが全然手付かずでございます。大変美しい秘境と言えるのではないかしらと思うくらい、大変すばらしい景観だということに感動いたしました。心配しておりました上松沢発電所の辺り、本当に水の色がブルーで、かなり谷底へ入って行きますけれども、大

変美しいところでしたけれども、ここにはかからないようです。

それから銅像茶屋のもうちょっと手前に、やはり横内川を含んだ日本一の水道水に影響のある保存涵養林というのが下の方に広がっておりまして、そこにはいろんな地域の人たちの力で植林をして森が保たれているという、大きい碑も建っておりまして、その辺りもちょっと含まないようで今安心しております。

そして、もう少し上流に行きますと八甲田温泉というのがありまして、その谷を下って行きます辺りに、今は幻の温泉と言われております田代元湯、それから新湯という所がありまして、前から行って見たかったですけれどそこに頑張るって行って参りました。車で15分ぐらい下がって行きまして、そこからまた20分ぐらい歩くと谷底の駒込川に出ます。吊り橋が2つ掛かっておりましたのですが、1つがもう流されてしましまして、今1つしか掛かっておりませんが、その1つの吊り橋を渡って今は廃屋のようになっておりますが、田代元湯という自然の温泉が沸いております。人が誰も管理しておりませんので、皆入らない所なんですけれども、なぜかこれは観光マップにも載っておりまして、ちょうど先月の東奥日報にも立て続けに、この田代元湯という温泉が本当に幻の温泉になっているんだけれどもすばらしいと。たまたま行っているという記事と明鏡欄に出たこともございまして、私も行ってみたいと思って行って見たんです。

私どもが行きましたら先客がおりまして、その方は神戸からお出でになったということで、『良くお分かりになりましたね』と言ったら、『ちゃんとマップに載ってますよ』ということで、『人気があるんです、ここは』とおっしゃっていました。私どもも入るつもりはなかったのですが、着替え場所とか全然ないので、思わず入りたくなくなってしましまして、青空の下でちょっと脱いでしまってお友達とチャポンという感じで入って参りました。大変良い温泉でした。廃屋の中の温泉と川の淵の石を組んだ所の温泉というのは、ちょっとぬるくて汚れておりましたけれども、ちょうど高台になった藤棚のような下の温泉が大変良くて、多分来てらっしゃる人が随分いるんだと思います。きれいな桶が10個ぐらい並んでいたり、それから温泉の取り口に、ちゃんと自転車の籠がゴミが入らないようになっていたり、ここを愛している人たちが一杯いるんだと改めてうれしくなった次第で。私どもが帰る途中に、軽に乗りましたカップルが谷に下がって行きましたので、温泉に行ったのだなと思いました。

そうしますと、田代温泉、八甲田温泉に行く、どの辺りでしょうか、空川はかからないということでした。空川というのが、酸性の水が大量に噴出しているところなんです、そこは掛からないとすると田代元湯、新湯の辺りはどうなのでしょう。

河川砂防課：新湯と元湯はかかります。貯水池の中に入ります。それで洪水が来たときには水をかぶりますけれども、今の計画では、普通の水の溜まっている状態ではそのままの状態になります。

奥村委員：そうすると、そんなにダム規模というか高さというのは、今の駒込川の両サイドが非常に堅い岩になっておりましたけれども、その辺りは余り削らなくても良いということですか。

河川砂防課：削るといって、先ほどから言いましたように工事に伴うには削りますけれども、今の元湯それから新湯につきましては、工事の手がそこには入りません。湛水区域として、雨が降って洪水調節の水がゴンゴン流れてきたら沈みますよと。ただし、普段は洪水がないとき水位が下がっていますので、元湯と新湯はそのままの状態でお湯が出ているという状態になると思います。下湯と同じような形ですけれども。



奥村委員：私がなぜしつこく現地まで行って見たかと言いますと、八甲田山というのは青森に住む人間にとりまして、一種の聖地なわけです。私もいろんな方にちょっと伺ってみましたけれども、駒込ダムができるということをはほとんどの方が知りません。おまけに市議員の方も知らない人がおまして、私は本当に慌ててしまったんですね。私が心配していた所はダムの下には沈まないとしたら、どこが沈むのかということがはっきりしないのですが。

委員長：奥村委員、調書をお持ちですね。その20番の調書に、計画予定地の所のカラーの写真がありますでしょ。そこに堤体の絵がありますけど、これの中に今奥村委員が質問されている内容は、ほとんど全部入っているんですよ。

要するにおっしゃりたいことは、ダムがここに来て堤体で水を止めます。止めると、愛する上流、私も研究室であそこへ行ってキャンプやったんですけど、あそこがおっしゃるように雨がたくさん降ったときには水没するんですよ。だから、宿屋は廃業したわけです。そういうことをやっても、そこまでやっても青森市民というか下流の方々はほしいということを行っているということを受けてやってるわけですよ。

ですから、ちゃんと県は段階を経て、ここに書いてある本事業の必要性とか社会経済的評価とかというのを段階を踏んでずっとやってきて、そしていよいよこの写真にあるような形の、取りあえずですけど標準断面図を作りますとこのぐらい水没してなくなってしまうんですよというような案なんですね。それで、今このような形のダムを造るための事前の調査をやっておりますと。事前の調査というのは、土木工学的にここにこういう大きな構造物を造って安全なのかどうかという調査とともに、今は必ずダムを造る場合には環境調査というものを行いますから、その環境調査をやらせてほしいというのが今のこの案なんです。この結果が出てきて、いろいろなデータが出てきて、そこで何年ですか事業費の経過を見てもらえばわかるんですけども、これ今予定では着手、いつ頃から考えているのかな。

河川砂防課：今もう既に工事用道路には着手しております。

委員長：道路は造ってるんですね。

河川砂防課：調査はまだ終了ではないんですけども、ある程度のは得ております。

委員長：ああ、そうか。測量してというのは96%だったんですね。

河川砂防課：はい。自然保護課の人たちも、協会の方からもいろいろ指導を受けながら、環境に対しては工事を進めるに当たっての配慮ということで、今進めさせていると同時に工事用道路に着手し進めております。駒込ダムについては建設事業ですので、そういう意味で建設です。

委員長：そうか。そうするとあっちと比べて一步進んでいるんだ。その間において、調書の右側に県内の評価というのが書いてありますね。県内の評価で、共産党青森県議団より見直しを行うような文書の要望が出ていたり、かなり大きな問題で動いているんですよ。だから知らないとか、知らなかったとあんまり言うともまずいので。相当、もう進んでいるんですから、この駒込ダムに関しては、ですから、そこら辺を踏まえて私たちは審議委員として重い立場で中止なのか継続なのか計画変更なのかというところを、今日決断しないといかんですよ。だから、今みんなで一生懸命検討しなくちゃいけないと言っているわけです。

佐々木委員：サーチャージからどのくらいですか、今奥村さんが言った温泉は。分かりやすく言えば1年中は出ていないけれども、大雨降ってダムに満杯になった時は、その風呂場は私も行ったことがありますけれども水没すると。それで、多分時期的には8月とか9月に大雨降りますけれども、そういう雨が来たときはそこまでいく。それはかからないと思いますけれども。今、数字分かれば、分かりますけれども。

河川砂防課：常満、常満というのはいつもの水の水位と、それから洪水が来たときの水位の高さは4 mぐらい違います。だから、位置的に4 mの間に元湯とか新湯があるということです。

佐々木委員：それで、あと下湯ダムの上の方にまだ昔の露天風呂があります。あんな感じに、出たり入ったりするという説明ですね。

委員長：ほかにどうぞ。北村委員、どうぞ。

北村委員：駒込ダムは最大2,100kwですか、発電を行うという説明もありますけれども、これは不勉強でお恥ずかしいんですが、どのくらいのものなのでしょうか、2,100kwの発電量というのと。

河川砂防課：今、赤石などにあります大池発電所というのがあるんですけど、あれで2万kwくらいなんです。あれが県内の4分の1程度なので、それから比べると1/10という感じですよ。

佐々木委員：2万kwと言ったら、深浦、鱒ヶ沢、岩崎の辺りの住民の電気量は大体間に合います。

委員長：ほかに御発言ございませんか。そうすると奥村委員はいろいろとそういうようなことで、これには賛成し難いというような判断で発言されますか。全然構いませんよ、構いませんよと言うのは、奥村委員のとおりには決まるとは言っていませんけれども、委員としての発言ですから。後、これから決採りますから。どうですか、これだけ資料出されたんですけど。御判断いただけないと困るんですけど、本日。いや、全員がこれから判断するんですけど。どうぞ、一條委員。

一條委員：教えていただきたいんですが。アンケートの見方だと思うんですが、今日渡されてちょっと私もきちんと分析は出来ません。ただ、先ほどの磯崎が地元がいないと言ったから県の方ではほしいけど見送りますという前例が一つあったということ踏まえてお伺いしたいんですが、この調書の中にアンケートを実施して、不安を感じる人が54%あるって示してありますよね。今日渡された資料の中で、今までの昭和から受けた洪水の記憶がしっかりある方々が、大体ざっと計算して10年前から住んでいらっしゃる方が350人中251人と大方の方々が答えられた中で、先ほどのデータでいう3番のとこだったんですが、少し不安に思う、不安に思うという方が50%いるのに対して、安全に感じているという方が46%いるということとか、あと、次の同じ3の中の(3)で、今後どのようなことに洪水が起こった場合にどうしたら良いかということに対して遊水地やダムを造るという30%に対して、維持管理を行うのはこれ以上は不要であるが21%であるとか、堤防とか護岸に力を入れてほしいという数値も結構同じ位の割合で高いということ、それと駒込ダムのことも、今年完成する遊水地も知らないという人が大半であるという、このデータをどのように解釈したらいいのか県側の考えを教えてください。

河川砂防課：磯崎に関しましては、地元の住民が治水に対していないということじゃなくて、水道の方がいろいろ事業が厳しい中でダムから降りたいということとして、治水については懇談会をやりましても、非常に建設してほしいというのが、平成10年、11年にやった時に出ておりました、アンケート調査の中ではいろんな意見が対策として出ております。ダムによるのが47%という回答の中で、いろんな考え方が出てきました。

その中で、私どもは河川管理者として整備計画を立てる上でこういうようなアンケート者もありましたと、いろいろな意見がありますけれどもダムとしては比較的経済的にも安いし、それに環境破壊に対しても考慮していくというようなことを話しながら、ダムで行こうとい

うような地元の意見を得て進めておりますので、確かにこれはいろんなアンケート調査の中  
でありますけれども、住民の関心が非常に高いんだと思っております。

もちろん堤川についても、先ほど市議員が知らないとか、私どもの宣伝も非常に不足し  
ているんだと思います。今後これからもダム建設に向けて、駒込の重要性についてはいろ  
ろ機会あるごとに説明しながらやっていきたいと思っております。以上です。

委員長：それでは、あと私たちの決断ですけれど、委員会の評価としては、この駒込に関し  
ては継続、計画変更、中止ということの3つの選択肢から、今日決めてもらわないとならな  
いんです。そこで今日欠席の委員では、長谷川委員はペーパー中で3番目に駒込ダム建設事  
業ということですと書いてありますね。それで、長谷川委員の言っている結論は継続にす  
るということですか。いかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員：このダムはずっとほかの河川の下流の計画の堤防高、堤防の幅がダムができる  
ということに進んでますけども、だから、少しずつできれば前よりも洪水が少なくなるから、  
青森市の人少しは楽になっていないと思うかもしれないけれども、ただ100年に1度  
というのは、国と同じような重要度で都市を考えて治水安全度を造るということで、100  
年に1度の雨ですけども、だれども立て続けに来る可能性もあるぐらいなんです。それで駒  
込はこのままにしておくとも10年に1度くらいの安全度ですよということですけども、それ  
は道路の側溝が雨のとき溢れますけども、あれが大体1/5から1/10くらいで、良いの  
は1/10くらいですから、ああいう感じで河川が溢れると。だから、そういう川で良いの  
かどうかということが問われていると思います。今までの経過からいくと、青森市は県庁所  
在地だし1/100に設定したんだと思います。そういう意味では、これは継続して早く安  
全な土地にした方が良くないかなというように私は思いますけど。

委員長：佐々木委員は継続ということで。渋谷委員、いかがですか。

渋谷委員：継続で良いと思います。

委員長：はい。細井委員。

細井委員：先ほどの過去の水害を今改めて思い出しておるんですけども、非常に怖い思い  
をしました、44年。34年前ですか、その後も記録を見たら桜川団地が255戸の浸水が  
あったんですね。そこでやはり、洪水防御と言うんでしょうか、治水対策上は必要なこと  
ではなからうかと思う次第でございます。継続をお願いいたします。

委員長：前田委員、いかがですか。

前田委員：先ほど、奥村委員の御心配なことだとか、酸性の水が入ってくるだとかいろんな  
問題があるんですけども、この工事の中の洪水調節能力とすれば約60%というのは非常  
に高い数字で、そういうことからすれば洪水を防ぐというのは、洪水が起きてしまった状況  
というのは本当に恐ろしい状況ですから、そういうことを考えるとやむを得ないのかなとい  
うことで継続ということで。

委員長：元村委員、いかがですか。

元村委員：私もこの事業は継続でよろしいかと思っております。ただ、ちょっと心配な点はコンク  
リートダムになっております。このコンクリートというのが酸性の水にはあまり強くないん  
じゃないかという点があります。

委員長：技術論ですね。

元村委員：その辺がちょっと心配ですが、継続だと思います。

委員長：対策はどうなっているんですか。

河川砂防課：酸性に対応するコンクリートのフライアッシュを使って立ち上げようと考えて

おりますので大丈夫でございます。

委員長：そこは技術改革していますから。阿波田委員、いかがですか。

阿波田委員：継続で良いと思うんですけども、やはり、さっき知らないと言われたのは意味があると思うんですよ。このアンケートでも61%ぐらいが知らないと言っているんですよ。そんなのを無視して、公聴会をやったからとか十分手続き踏んでいるから良いとかというのは問題があるわけです。

それと、本当の聞き方は、洪水は怖いですが、守ってほしいですかと聞いたら、誰でも必要ですって言いますよ。その洪水を防ぐことと、環境面で動植物、これはものすごく見たという人が一杯いるから、やはり親しんでいるわけですよ、特に駒込川と堤川が多く見られているわけです。だから、そういうものとの比較で本当はどちらを選びますかという深刻な選択の仕方をしないといけないと思うんですよ。そういう生態系に対する影響とあなたの洪水を守るということ。もう少しそういう議論をはっきりさせるには、造るということと、例えば貴重な動物とかがいいたら、そういうのをちゃんと知らせるような。論争が起こらないといけないと思うんですね。そういう点では、いくら手続き踏んでいたから良いとかという話ではないと思うんです。だから広報とか、そういうのはやはりきちっとすべきだと思うんですけどね。

委員長：はい、ありがとうございました。

阿波田委員：そういうのをちょっと感じました。

委員長：はい。一條委員、いかがですか。

一條委員：結論から言うと継続で結構なんですけど、それは青森市の都市としての重要性を考えた場合には納得はできるんですけど、やっぱり自然を守りたいという思いがすごくありました。

それと一番最初にお話した見直し基本の時に、住民の意見ということを伺った時に、アンケートの調査の結果は決してそれにうまく呼応しているものではないということになると、じゃあどのように住民に対して私たちは釈明できるのかといった時に、この調査結果は弱いなというところを感じましたので、先ほどあのような質問をしました。もし、ダムを青森市と青森県のために造るんだとしても、最小の被害で造っていただきたいと強くお願いしたいところです。

委員長：岡田委員どうぞ。

岡田委員：私は判断できないですね。保留というか、阿波田委員がお話されたことと全く同じ受け止めをしております。やはり討論を、あるいは情報をいろんな角度から十全にした上で、いろんな意見が出てくるという条件を作った上で判断をしたいなと思ってしまして、多分このアンケートもそうですし、奥村委員が言うんですからやはり住民の圧倒的多数は知らないかもしれないなという方が私には説得力がありました。

そういう意味で、ダムの問題というのはただ水と人間の関係ではないというのは今日はっきりしておりますし、具体的に洪水被害という問題も確かにあるんですけど、それをも超える人間としてというか、人間と自然の関係でひょっとすると時間軸の射程をもう少し伸ばした場合に、もっと大きな不利益があるかもしれないということを考えると、もうちょっと慎重であるべきだなというのが私の今の実感で、判断は保留にしたいと思います。

委員長：はい。奥村委員、いかがですか。

奥村委員：森と川と海の保全及び創造に関する条例にも関わっておりまして、まず条例ができて、それから具体的にどの辺りを保全していこうかというのを少しずつ動き出しております。

す。八甲田山系については、視察と言いましょか、まだ具体的には入っておりません。今は下北でしております。

また、私は堤川沿いにずっと子どもの頃から住んでおりまして、あちらこちら出かけてはまた堤川ベリに帰って来ると。今は駒込川と荒川に挟まれた桜川という所に住んでおります。昭和44年、それから昭和52年の洪水もちゃんと受けておりまして、大騒ぎをしました。そういう浸水にあっても、なおかつ果たしてこのダムは皆の、地元住民の民意の総意なのかというところにまだ不安がございます。それで、堤川というのも随分堤防が高くなりました。それから駒込川も、もちろんこれから何年か先も続いていくんだと思います。そして堤防が随分高くなって、それから横内の遊水場というのも随分完備されます。そういうことも含めて駒込ダムは、果たしてどうなのかということを新聞、それから広報などを通じまして、これからももっと市民の人たち、一般の方々、沿岸の人だけでなく、いわゆる八甲田に造って良いのかという辺りからお考えをいただきたいなと思っております。もちろん、魚が住まないということはダムを造る良いきっかけになったのではないかと思いますけれども、シノリガモはおりますしいろいろな動植物はあると思いますけれども、人の命を救う、家を救うという大前提の中で、絶対これは必要なんだということを、本当に流域に住む人、それから青森市に住む人々が納得して、ある程度 of 了解を得てできるのでなければ駒込ダムも本当にかわいそうだと思うんですね。

もちろん、安全のためということは大前提です。知事がおっしゃったように大前提だと思えますけれども、まだまだ、この駒込ダムを造るんだということを広報していかなければ、えっ、なぜ造ったの、どうして、誰の許しを得てということが、後々起こるような気がするものですから。私としては中止ということで、一応括らせていただきます。

委員長：はい。北村委員、どうぞ。

北村委員：私は継続でよろしいかと思えます。そもそも多分、市の陳情、住民の陳情があって事業が採択された経緯があると思えます。ただ、その時から大分時間も経過しております。もちろん、生命や財産の安全を守るという大切な使命の下にこの事業が進められるわけなんですけれども、時間の経過とともに住民参加という、あらゆる事業にそういう視点が求められている中で、やはり今ここまでこういうふうに事業が進展しておりますというようなことをITなどを使って説明して、納得を得てやっていく方法が重要ではなかるうかなと思えます。以上です。

委員長：はい。

奥村委員：今日は青森市の方は見えていますか。

委員長：県の方だけです。それでは、何対何という言い方はしませんけれど、大多数の方が継続ということではございましたけれど、それで先ほど木村課長さんが説明された三村申吾新知事のダム建設に関わる見直しの基本方針というのを、改めて今この文言をお話聞きながら見ているんですけども、平成13年制定の条例の趣旨を踏まえて、森と川と海の生態系の維持ということをきちっとここに謳っているわけですよ。これ、エコシステムの問題で、それを先ほどどなたかの御発言にあったように人だけの問題じゃないぞということを謳っているわけでございます。

委員長としての御提案ですけれども、本委員会の結論としては継続で対応方針どおりやっってくださいということなんです、やはりこの20番につきましても附帯意見を書いたらいかがか。これは県の条例に則って、エコシステムの視点からもう一度きちっと精査というか整理をされて、そのことを流域住民だけでなく広く県民全員に、やはりこれだけの県

費を投入してこれだけのことをやるんですよという情報を開示して、むしろ御説明するということ積極的にやっていただきたいという附帯意見をこの20番については付けて出してみてもいかがかということをお各委員に委員長として提案申し上げますけどいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、きちっと知事答申書を書くときには作文をして各委員に事前にチェックしていただきますので、趣旨としては事務局と相談しながらただ今のようなエコシステムということきちっと判断してほしいということ、これだけの大きな事業をやるということ単なるアンケートで知ってる、知ってないじゃなくて、もう少し情報開示をきちっとして事業の内容を御理解いただくような努力をすべしというような趣旨の動きを県当局にお願いしたいということで、附帯意見を作りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続いて参ります。21番、中村治水ダムということでございます。これは先ほど別途追加して詳しく説明されましたけど、地すべりの調査が現在もまだ継続中であるということと、それから環境調査が継続しているということでございまして、このままこういうダムを設置するための基本的な調査を継続させてほしいということで、県側の姿勢としては継続ということでございます。これ、いかがでございましょうか。県の対応方針どおり継続ということで、ただ今言ったような地すべり調査と環境調査を進めてさせていただきたいと。それで、これは出た時点でまたこの委員会にかけるという、さっきのお話ですね。

河川砂防課：ええ、そうです。

委員長：では、これはそういうことでよろしゅうございますか、本委員会としては。それでは21番はそういう形で委員会としては継続、対応方針どおりということで参りたいと思います。

続いて22番でございます。これは前回現地を見せていただいたところでございます。県の方針は継続ということで、これもまだ具体的にはあそこで見たわけですけども、今ダムをあそこに設置するためのいろいろな基本的な調査をしている最中だということで、継続させてほしいということでございますけれども、いかがでしょうか。ちょっと私の記憶が定かでないのですが、今のコンサルに依頼して盛んに行っている環境調査はいつまでやるとおっしゃいましたか。

河川砂防課：今、ダムの調査計画なものですから、いろんな方面から継続して調査していきます。クマタカについても営業とかも含めまして、それから、今言った水の問題につきましても進めていくというようなことで。

委員長：それ、あとどのぐらいやるんですか。

河川砂防課：2、3年ぐらいはかかると思います。

委員長：これから先ですか。

河川砂防課：はい。

委員長：そうでございますか。

河川砂防課：その後にもまた審議していただければと思います。

委員長：ということだそうで、継続でよろしゅうございますか。どうぞ。

渋谷委員：これは県に対する質問ですけども、そのクマタカについてこれから継続して調査を行うという御説明ですけども、前回現地調査の折に委員に示された資料、あれはかなり概略というか概略中の概略というようなものだと思うんですね。ただ、専門的な立場であの資料の基になっているものを見れば、間違いなくダムの建設というものがクマタカに対して影響はあるというように、誰が見ても専門家は言えるというような判断を私なりに聞いて

おります。

しかも、意見交換会の折に、私は出席しませんでしたけれども議事録を読みますと、野鳥の会の会長さんはこのように言っています。できたらダムの位置を地形的には無理かもしれませんが、巢から離させるようにすると。あるいは、ダムの溜める水量を小さな堤があちこちにあるという形にするというような発言。それから、一番良いのはダムの位置をクマタカに影響のない形で動かせるかどうかというような発言をしております。

質問の意味は、既にあのデータで影響があるというのは明確なんではないかと。にもかわらず、これからも継続して調査をするという場合に、何が論点になっているのかということなんですね。ですから、私が聞いた判断、つまり影響は間違いなくあるんだということについて県はどのように考えるか。それから、これから継続していくという場合に何を継続していくのか、この2点についてちょっとお話をお願いしたいと思います。

河川砂防課：1点目は、この間現地にもいろいろな地元の方も含めて意見が述べられました。その中において、クマタカの営巣についてはこれからダムを工事していく、計画していく際に、その営巣というものにダムを工事したときにどのような影響をするのか、今までの中でもクマタカの営巣木からダムから離したり、ダムを造ったときにクマタカの影響を徐々に徐々に改変していくとかという話も出ました。

それで、クマタカの位置をこの間示しませんでしたのは、クマタカがここにいるよと発表されると困るということで、エリアは示しましたがダム近くであるということだけの表現で止めたというのは、今後調査を含めて今の環境調査、継続調査するのはクマタカの位置関係を含め、そして幼鳥も含め、それから今後、もしダム建設の計画の中でクマタカをどういようにして推移していったら影響が少なくなるのか、そんな点を先ほどのふるさとの川条例じゃないですけども、していきたいなということで調査を継続したいというのが私どもの意見でございます。

渋谷委員：そのコンサルに頼んだ環境の調査報告書は、影響があるというように書いていないんですか。

河川砂防課：影響があるというか、今のところ調査でいるということですよ。

渋谷委員：それについて、県はどういう判断をしているんですか。つまり専門的な立場の人間に、あるいは専門家に対してこういう結果が出ているんだと、これについての評価はどうかということを経にいろいろ専門家に対して尋ねるとか、意見を伺うとか、そういうことはやっているんですか。

河川砂防課：現地でもお話ししましたように、日本野鳥の会の小山さんにも説明してありますし、それからその付近にクマタカを泊まり込みながら見てらっしゃる御夫婦がいるということで、前はその人にも参加して意見をいただきましたんですが参加できないということで、自然保護の小山さんの方から前は意見をいただきました。それで、今まではそういうことで相談をしながら、コンサルのデータを見ながら相談を進めてきたところです。

委員長：いや、今の渋谷委員の御質問は、あれだけのボリュームの13年度、14年度にわたるレポートが出ていて、それを河川課だけではなくて、例えば県の中のプロは自然保護課というのがあるわけですよ。そういう自然保護課の方にあのデータを回して、これはダムサイトをずらすという姿勢を見せた方が良いとかという、そちらの方のプロ集団としての診断を担当課としてはやられてますかということだと思んですけど。

河川砂防課：それについては、すみません、やっておりません。今後進めていかなきゃいけないことだと思います。

委員長：そのことは私も個人的にいささが気にはなっていたんですよ。委託発注して専門のコンサルさんから出てきたデータを実施者というか河川課ではなくて、あちこちにばら撒くというのはおっしゃっているように誰かにいたずらされて被害を被ったらいけませんから、そういうこと言ってるんじゃないかと、県庁の中でもそういうことを専門にやられる部署、あるいは研究所での客観的な診断を受けるということをやったり業務の中に入れておかないといけないのではないかなと思っております。

河川砂防課：はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長：その問題はやはりありますけれども、どうでしょうか。どうぞ、前田委員。

前田委員：先日の現地調査で非常に気になったのは、一番上流の座頭石の所の水が非常にきれいなんです。ところが土淵川にしても腰巻川にしても非常に汚れているんです。先ほど私の質問の御説明で、 $mg/l$ という数値が示されていますけれども、これはいつの時点で調査されたものですか。

というのは、割と水温の低い時期ですと中の有機物が発酵しませんから、酸素消費しませんからね。その時期のものなのか、夏場の一番有機物の腐敗が進む時期のものとは大分違うと思うんですよ。恐らく倍くらいの数字として違ってくるんだろうと思うんですけれど、その一番悪い状況でどうなのかということで御説明いただければと思います。

河川砂防課：年3回の平均値だそうですけれども、今、月をちょっと調べております。

前田委員：この間、7月で割と気温の低い時期でもコイが鼻を上にしてましたよね。ほとんどそうしていましたよね。恐らくあれは酸素不足だろうと思うんですよ。ですから、ああいう所に放しているコイが僕はかわいそうだと思うんですけれどね。というのは、あそこにヤマメを放したって、ヤマメとかイワナというのは清流で非常に酸素が多い所でないと育たないんですよ。そういう所に放しても育たない。それで、この冊子をずっと読んでみましたが、明治の初めからその頃でもコイしかいなかったようですね。というのは、ここの水源は、もともと降った水が集まって流れる川ではなかったのかなという気がするんですね。というのは、源流が非常に流域が広くて、元々川の水が多くてという地域じゃなくて洪水調節的な意味合いをかなりこの2つの川は持っていたのではないかと。そういうことで、夏場になると水が不足するのは、これはもうそういう経過からすれば当然のことだろうと思うんですね。それで、その中で、市の建設部長がおっしゃっていましたが、上流の方の下水の工事はしていますけれども、それにつながっていないんで汚染されているんだという話で、実際には、かなり流域を流れてくる過程の中で汚染されているんだと思うんですね。ですから、恐らく夏場になって、水温が25、6度に、今年は寒いからそんなに上がらないと思いますけれども、それくらいになった時点では非常に厳しい状況になるんで、恐らくコイが非常にかわいそうだという、1つの自然環境からすればそういう表現になるんだろうと思うんですけれども、そういう状態になるだろうと思うんです。そこに水を流して水で薄めてという発想は、昔からよく水に流せばという言葉で表現されていますけれども、そういうことではなくて本当の中の浄化をして防ぐのが本質的な意味合いじゃないかと。

それともう1つは、あその上流の水の流れ具合を見ますと、あの前にかなり雨が降られたようなんですけれども、その状態でもあのような細い水の流れで、本当にあれで2つの川の水の正常化が、いわゆる水増しして流しても維持できるんだろうかという気がするんですね。それと洪水の予防の能力からしても、ここは一番低いんですね。28.6%というのは、そういうダムや調節能力、調節作用がないわけで、恐らくあの流域よりも、あそこに小さい川がもっと下の方にたくさんありますよね。そういう川の水なんかと一緒に一野渡の辺り



の洪水なんかは起きているんじゃないかと思うので、そういう1つの、ここの大沢川だけでなくあの辺の近傍の河川水も一緒になって洪水現象が起きているんじゃないかという気がするんですね。

それともう1つ、あそこの一野渡とかあの辺の河川を見たときに非常に気になったのは、川底が非常に土石で埋まって水位がむしろ宅地よりも高いような状況になっている。それで、ああいうようなことで、一遍に水が出たらすぐ洪水になるのは目に見えている状況であるというように感じてきたんですけどね。そうしますと、もう少し洪水防止ということからすると、河川を浚渫するなりしてきちっと管理をする方が、ダムを造るよりももっと大事じゃないのかと。いろんな環境問題含めてそういう気がして、ダムの以前にそういうことをきちっとやるべきじゃないのかという気がします。以上です。

委員長：そうすると前田委員の結論としては、今の最後の一言、ダム以前にやるべきことがあるんじゃないかということは、このダム事業は中止した方が良いということですか。

前田委員：私個人としてはそう思います。

委員長：はい、理解しました。元村委員、どうぞ。

元村委員：先日、現地を見せていただきましたときに、気になった点を2つほど申し上げたいと思います。まず、1つは下水道のことを私はかなりしつこく聞きました。上流の方の一野渡地区の方が見えていたので伺いましたところ、そこは下水道は整備されていないという返事でした。下水、生活排水がそのまま川に流れ込むとは思っていません。実際、こういう環境ですと土壌をある程度ろ過されて入ると思いますけれども、実際には住宅地が増えているということから、まず上流でその辺の生活排水が流れ込んでいるということ、それが1つの問題であろうと思います。

それからもう1つは、下流に行きまして市街地の所では、県の方はこの下水道の整備は非常に良くできているということでした。これは県の方が永年かけて努力されて下水道整備されたのだと思うんですよ。ところが良く伺うとその普及率が悪いと。普及率は良いんだけど利用率が悪いということなんですね。これは県の方が一生懸命下水道整備をされたのに、実際の住民の方がお金がかかるとかいろんな理由でなかなか利用されないということがあろうと思うので、私としては、まず1点としては下水道の整備の問題、これをダムももちろん必要なんでしょうけど、そこをもう少しきちんとやってほしいということですね。それから利用の問題ですね。そこがもう1つの川が汚れてくる問題ではないかと思うので、その辺もきちんとやってほしいということ。

それからもう1つは、今前田委員がおっしゃったこととも関連するんですけども、川の水質が非常に悪いということが言われておりまして、私は第2回のときにそういう場合の水質はどのように検査するんですかというように伺いました。それ以上は聞けなかったんですが、実は第3回の時に、委員長が川の水質の問題を非常に強くおっしゃいました。私はその問題が非常に大きいと思うんですね。実際都市部で河川を利用するという場合に、現実に見せていただいたときにこれは都市部で川の中に人が入ったり、子どもが入ったりして利用するような利用形態というのは非常に問題が大きいと思いました。何ヶ所かを見せていただいた所の中で、土地を買収して斜面を造ってそこに草を植えている所がありました。私はあの傾斜が非常に急すぎて、あれは草にしてもころげ落ちてしまって、ころげ落ちたら川の中に落ちちゃおうと。そうすると今度は水質の問題が出てくるということで、やはり河川環境を使った、そういう都市の整備という場合に設計の問題が大きいと思います。むしろ都市部の川を見ますと、川に入るんじゃなくて川の一段高い所にそういった草地を造ってそこで遊ぶ

とか、そういう形にしないと現実に委員長がああの現場で質問されたように、水質の問題で実際にせっかくこういった河川空間を使うというスポットを造っても、そういう問題が出てくると思います。現実には委員長がおっしゃったように、川の中に人が入っているいろいろなことを前提にした設計というのは、都市部では恐らく無理だと思うんですよ。私はやっぱりダムが必要だということは良く分かりますので、これについては私は継続でよろしいと思いますが、それに附帯意見として下水道の整備、それからその利用、それから2番目として水質の問題を考慮した都市部における河川的设计、このことをもう少し考慮してほしいという2点を付けていただきたいと思います。以上です。

委員長：はい。ほかにどうでしょうか、御発言。どうぞ。

佐々木委員：このダムは、基本は治水ダムになっています。それで、基本はダムが良いか悪いかという議論は、学術的に良いのか悪いのかということなんですけれども、絶対的に良いとか絶対的に悪いとかはないです。このダムを造って、治水ダムはいかに治水の安全度を上げていくか、あるいは過去に人が亡くなったり田んぼ畑が流されたりとか、そういう例が出てきたために幾つかの案を考えながらダムを造った方が経済的であるということが大体全国的に共通している点です。ただ、治水ダムは一杯水を貯めますから、環境に対する負荷も大きくなります。ただ、それと同等にそれができたときの社会に対するインパクトというか、この場合は治水安全度が高まりますけれども、例えばアメリカなんかはダムができたために1つの砂漠の中に町ができたとか、あるいは発電ができたとかそういうようなインパクトがすごく大きいです。だから社会資本の整備ということになるんですけれども、そういう意味では今後のこの地域の発展を保障するものという考え方が成立すると思います。

この間、ある大学の先生が箱ものはいらぬという話をして、ダムもその中に入っていましたけれども、今問題となっているのは造ったのは良いけれどもそれが利用されないとか、そういうところが問題になっているのが箱もの問題であって、ダムの問題はできてしまえばこの下流の人方の土地の利用とか安全度とか高まってきますから、それはそれなりの貢献度ができます。

昭和50年と52年に洪水が起きたときの新聞の記事が現地調査のときに出ていましたけれども、やっぱりあの時の世論はこのダムが必要だという議論をしています。ただ、人間というのは10年くらい経つと洪水のことを忘れてしまって、それで良いかもしれないなど。今は特に環境ということで、そっちが重要視されがちなんですけれども、けれどもやっぱり洪水が来て人が亡くなったりするということは、防いでいかないといけないと思います。このダムは40年に1度の安全度にするということなんですけれども、40年に1度といってもそんなに安全を高めているわけでもないんで、ただ大きな洪水を一代くらいは免れるかもしれないという安全度を確保しようということで、最低それくらいはやる必要があると思っています。また、地元の人もそういう要望があるということですから、これはやっていくべきだと考えています。

それから、環境負荷について、河床を掘るとするのはむしろ環境を壊すことになると思います。ダムを造って、その水面積の割合と今の河川改修して掘っていくということでは、むしろそっちの方が今の環境をどう変えてしまうかという点では、河床掘削の方が環境を大きく変えてしまう可能性があります。

委員長：はい、ありがとうございます。細井委員、どうぞ。

細井委員：現地調査で一野渡町会の小笠原会長さんが非常に真剣に訴えておったんですけども、過去において3日続けて雨が降りますと洪水になると。流木が流れて橋にひっかかって、

過去においては橋も流されたということもおっしゃってありました。最後の言葉が今でもちょっと頭に残っておるんですが、地震よりも雨が心配だということをおっしゃっていました。ここ2、3日前の九州、熊本県や鹿児島県の土石流で20数名の尊い命が亡くなっておりますけれども、昨日からはまた宮城県沖の地震ということで、地震も雨も大災害でございますから、同じ怖さがあるんだなという感じがしております。そこで、ダム建設ということは私は必要ではなからうかと思っております。ただ、先ほど意見がありましたけれども、現地での懇談会の際に弘前の建設部長さんが、下水道は敷設したもののなかなか市民の協力を得られないと。個別の施策が遅れているようですけれども、これはもう言語同断で職務怠慢であると思いますし、税金の無駄遣いをしておると。これはもう厳重に指導する必要があるんじゃないかと、こう思っております。

たまたま佐々木先生から箱もの、ダムの話もあったんですが、つい2、3日前に皆様御覧になったかと思うんですが、25日の東奥日報にダム、港湾も見直し対象という大きな見出しでもって県議会でのやりとりの中で総務部長が答えておったんですけども、ダムや港湾の整備事業を含めてあらゆる事業、事務事業の見直しを進めておると。聖域はないんだということでございますが、私どもが今審議しておりますこのダム、港湾もすべてそれに該当するものかどうか県の次長さんにちょっとお聞かせいただければありがたいんですが。これは主管部と総務部長とで話し合いがなされてこういう記事になっているものか。

河川砂防課：ダムとか港湾を総務部長なり知事が造らないということじゃなくて、年次計画だとかそういうものも聖域にはならないという意味です。ですから、先ほど木村課長からも言いましたけど、駒込ダムは実は我々も来年か再来年には本体着工したいと考えているわけですけども、これも県財政が厳しいものですから先延ばしせざるを得ないと。あるいは何年かにできるやつを少し薄めてやらざるを得ないと。そういうことがダムとか港湾も見直しの対象にはなるということで、スパッと全部やめるとかやめないとかそういうことを言っているんじゃないんです。以上です。

細井委員：ただ今審議している事案も皆これに該当するわけですね。わかりました。

委員長：該当しなかったのをやってたってしょうがない。だから重点審議をしてるわけでございますけど。いかがでしょうか、阿波田委員、どうぞ。

阿波田委員：ダムの話で、この間現地調査をしても分かったんですけども、例えばクマタカの問題にしても、いる、いないでいろんな論争が起こるわけですね。本来、そういうのは調査していればいるなりの対応をきちっとしていけばいいわけなんですけど、こういうダムの事業について考えるのは、先ほど佐々木先生が言われたように洪水で人が被害を受けると。そういうのはダムを造ってどれくらい避けれるかというのは、もうちゃんと評価に入っているわけですね。

ところが、そういうものを造って失うコストというのも今重要視されているわけなんです。環境とか生態系で失うものがあると。そうすると、それは同じ金額換算する努力はしているけれども、そういうところへ今の状況では入らないわけですね。落ちているけれども、考慮しなければいけないということを皆が分かってくるわけです。そうすると、そういうものに対して環境アセスメントを、定性的なことについてはきちっとやらないといけない。多分環境アセスメントで環境の被害が大きければストップがかかることもあると思うんですが、ただこのケースの場合は規模でたまたまそういうアセスメントをする必要もないという話だったわけですね。だけでも基本的にはやっぱり、例えばクマタカ一羽にしても、この条例にもありますように動植物の生息地、生育地の保全というのが明確に謳われているわけです。

だけど、そういうのを守る価値とか、あるいはそういうものを失うコストが明確でないわけですから、やっぱりそういうのはケアしていく必要があるわけですね。

そういうのは最終的には、いくらとか金額的には難しいと思いますから、住民がそういうことを知って議論してやることによって初めて、例えばそういう意味ではこの代替案のコストの比較とかというのが、元々そこに入っていないコストとか一杯あるわけですから、入れようによってはこのような代替案の評価も全然変わってくるはずなんですね。だから、余り当てにしてないんですよ、この代替案の評価というのを。だからそういうところは本来住民がそういう状況を知っていれば、そういうことを議論していった本当はいろんなもっと違った代替案みたいなものがたくさん出てくると思うんですよ。本当はそういう方向へ少しずつ変えていかないといけないと思うので、ある意味で洪水をストップする便益というのはもうはっきり分かってて、そういうやり方をやってきたわけですけども、やっぱり違う発想に立ったやり方というのをやらないと。

そこは評価が非常に難しいわけですから、それに対応するいろんなやり方をきちっとやることによって、青森県が環境に対してすごく重視して対応してるということが分かってくるわけですから。そういうケアというのはどこかで、例えばクマタカについてちゃんと調査して、例えばこういう水面にひっかかるようなことがあればこうしますよということを明確にやれば、それは立派な環境対策ケアじゃないですか。だから、そういうことは調査してきちっとやってくださいということは、附带条件にはきちっと入れた方が良いでしょう。

委員長：すると、阿波田委員としては継続というところに判断をして、附带意見を付けると。

阿波田委員：だから、ストップかけるほどははっきりと分からないんですよ、そういう価値がね。こういう何らかの形で決まっているものに対して、ストップとかそういうのは今では言えないんです。継続ですけども、その中でそういう議論はきちっとやると。

委員長：課題はずっと附带意見として明記しておくよ。

阿波田委員：代表の人の意見聞いていても、皆自分たちの立場で言っているだけですよね。本当の意味で、こういうふるさとをどうするか、川をどうするかというのを、本来、いろんな代表の人が知恵を寄せ合って、お互いのそういうのが分かって代替案を考えていくというようなことがあれば、そういう方向が望ましいわけですよ。だから、そういう方向へ全然向かっていないというのが、ちょっとこの間現地調査して感じました。

委員長：はい、分かりました。長谷川委員の意見書にも同じような趣旨のことが書いてあります。アンダーラインを引いているところだけを読みますと、調査結果を待って判断するということが適切であるということで、やっぱり何らかの本委員会としてのコメントを書かざるを得ないかなという感じはしていますけれども。どうぞ、北村委員。

北村委員：佐々木先生が、社会資本整備の中でも最近では重要な視点であることで、地域社会の波及効果とか貢献度のお話をなさいましたけれども、このダムの川は弘前の街中を流れているということもあって、奥村さんの質問だったかにお答えいただいたように、融雪溝への取水に弘前市がとても悩んでおります。特別豪雪地帯でもございますので、雪の暮らしがとてもネックというか一番の苦しいところでございますが、その中で融雪溝の水がいつも慢性的に足りないということが市民の悩み、冬の最も苦しいところでございます。せっかくこれだけのダムを整備していただくわけですから、是非弘前市と市民も交えてこの取水ができるようなダムというような検討も、もちろんこの御答弁を拝見しますと、事業費の一部を負担いただくことも考えられるということがございますので、弘前市民も交えて融雪溝への取水というような視点も是非取り入れて検討していただけないものかと思っております。冬

の暮らしの利便性をいかに図るかということは雪国の最大の課題でもございますので、是非それも一筆加えていただけたらと思います。以上です。

委員長：それでは、22番につきましては、私個人はずっと現地でのやりとりとか、それから今の知事の新しい、エコシステムの維持というのをバーンと出して、これすごいことだと思うんですよ。社会資本の整備が人間生活に有便だということを、人間に不便でもエコシステムを優先にするというこの宣言は、ある意味、田中康夫知事とは別な視点での青森県宣言だと思うんです。そういうこともあったので、私個人としては計画変更してでも見直すというところに踏み込むのかなというように思っていましたけど、各委員の御発言を聞いていると、継続というような判断をした上で今のようないろいろ御発言になったようなことを整理して、附帯意見として書いたらいかがかというようなことに集約していくと思うんです。

そういう意味では、駒込と同じような視点だというように思うんですけど、整理しますと継続ではあるけどもただ今御発言あったようなことを整理して附帯意見として意見書を添付するというようなことで22番についてはまとめたいということによろしゅうございますか。どうぞ、渋谷委員。

渋谷委員：余計なことですけどね、附帯意見ではなくて附帯条件にさせていただきたい。意見ですとね、いろんな意見が出ましたと、しかし、これはクリアしなければ認められませんという条件を付けていただかないと。というのは、阿波田委員も言われましたけど、クマタカ1つというレベルではなくて、恐らくクマタカが影響あるとなったらこのダムは中止になりますよね、はっきり申し上げて。そのぐらい重要な問題だと思うんですね。いろんな条件、いろいろ出てますけども、あるいはいろんなメリット出ていましたけども、この問題1つで中止になる可能性あるんですね。にもかかわらず、いろんな附帯意見がある。ですから、それらの意見を十分考慮してほしいというレベルではないような気がします。

しかも先ほど申し上げましたように、コンサルの報告書があって、それなりの専門家が見ればこれは影響あるってこと、間違いないというような報告書が出ているわけですね。いろんな事情があって、かなりの厚いものだと思いますが、それが委員会には出てこない。それは言わば特定されるという問題とかいろいろありますけどもね。そういう報告書等を検討すれば、どういう状況になっているか分かるんじゃないかというように私なんかは思うんですね。ですから、その辺の事情を考えれば、これまでと同じように例えば駒込と同じよう形、あるいはこれまでの委員会と同じような形で附帯意見という形で考慮してほしいということのレベルをもう少し超えているんじゃないかという気がします、恐らく。まあそういう意見です。

委員長：さて、そういうことになると、これ当てはめるカテゴリーがないんだよね。どうぞ、一條委員。

一條委員：私も渋谷委員と同じ考えなんですけど、まだ着工していただきたくないというのが私の本心なんです。と言いますのは、継続にしたとしてもまだまだ調査は必要なんじゃないかというのをすごく感じたんです。地元だから慎重になるとかというんじゃないんですが、確かに一野渡の意見を聞くとダムは命を守るために必要だと思うんですが、まだまだクマタカのこととか、弘前市がどう関与していくのか、流雪溝に関しても下水道に関しても実際私生活してみて、やっぱりコイが毎年夏に大変になってやめてほしいと思うぐらいの状況とか、途中の市街地の中でも泡立ってる所とか良く知っています。そういう状況を弘前市がどこまで実際に関与できるのかということまで踏み込んだ調査とか、取りまとめというのを先ほど条件ということでお話していただきましたが、もう少し厳しい内容でここをクリアしない

ちは着工しないというぐらいの意見で、私は望んでいたきたいなと思っていました。  
委員長：まさしく私が計画変更ということの意味して2番目のカテゴリーになるのかなと。中止するとお金動きませんからね、調査できなくなっちゃうので。そうではなくて、今三村新知事が高らかに格調高くエコシステム、政治家がエコシステムなんて言葉使った現代用語ですけど、生態系の維持ということを出したんですから。情熱溢れる若い知事に応えるためにも本委員会としては計画変更を出して、調査費は付けるけれどもちょっとダム本体はそれまでは待てよという形になっていったときに、佐々木委員が御指摘のように生命財産の保全はどうするかということと、行政だけが考えるんじゃないで、阿波田委員が御指摘のように地元民、ちょっと本気になって考えてよというような形でやるためにも、2番目のカテゴリーの計画変更が良いのではないかなと小林個人は思っていたんですが、御一同の御発言を聞いてると附帯意見かなと思ったんですけど。今渋谷委員、一條委員からそうではないと。もう1ランク上だと、重いんだぞと言うんですけど、いかがします、ここ。岡田委員どうぞ。

岡田委員：私も渋谷委員、一條委員、委員長言われるそっちの方に賛成です。この写真をもう一度見ていただくと、我々の立場でいくとここの下に治山ダムがありますよね。これですぐいぶん土砂を溜めていますよね、写真見てもすぐ分かるように。表の地図を見ると毛無山だとか苗代山だとか、昔から随分木を切ったり利用してきた山なんですね。だから、多分前田委員がおっしゃるように雨が降ったらすぐ水が出ちゃうよと。なければ溜められないからいつも枯れているという、多分そういう山だと思いますね。そういう意味で、ただ単に県庁のレベルではなくて、国有林とも十分パートナーシップを組んでここでの水を溜める仕組みをダムだけに委ねる、そういう方法ではない方法で少し幅広く検討いただくということが大事ではないかなというように思います。そういう意味で仕切り直しというか計画変更というのが、ひょっとすると妥当かなと私は考えておりました。

河川砂防課：計画変更というのは多目的ダムにおいて、例えば先ほどの磯崎みたいにものが降りると、今事業をやっているのは実施調査でして、ダムを造るための高さとかを決めていくわけですけども、そのためにボーリング調査をしています。今、一條委員が言いますように、ダムに着工するというのではなくて関係調査を含めて今調査をしている実施調査計画という事業で進めております。

したがって、計画変更というのはちょっと馴染まないもので、先ほど言いましたようにお願いできれば継続という形から附帯事項とか条件とかにさせていただかないと、計画変更という事業が中止になってしまいます、うちの方は。計画変更というのは、事業が計画変更になりますので、そういう言葉です。

委員長：こちらの事務局も何か。

事務局：政策推進室の沼岡でございますけれども、ただ今の県土整備部からの説明をちょっと補足させていただきたいと思うんですが、当方でこの公共事業再評価審議委員会でも審議をお願いしているわけでございますけれども、昨年度、見直し継続の概念があいまいだというようなことで、再評価における計画変更の範囲ということを明確にさせていただいております。その中で、計画変更とは事業の見直しにより計画変更に該当する場合と。具体的にはダム事業に関しては計画規模の変更、計画流量の変更、洪水防御方式の変更、事業の主とする防御区間に係る変更というようなことで整理させていただいております。

委員長：そのとおりですね。ということでそれは忘れたわけじゃないんで、なかなかこの配慮って大変かなという感じがします。元村委員、どうぞ。

元村委員：私が申し上げたかったのも同じことで、今私は手元に最初にいただいた資料6というのを持っています。そこで、もし計画変更にした場合、我々は計画変更の範囲を明示するという作業をやらなくちゃいけないんですね。それが果たしてできるのかということが、今日の審議の最初のところでこの委員会で何ができるのかということの問題提起したのはそれが理由です。以上です。

委員長：佐々木委員どうぞ。

佐々木委員：今岡田委員から、木を植えたりという方法で水を溜めれないかという話を設定しながらの議論ができましたけれども、学問的にはそれは間違っています。治水上は、大雨のときは木はあってもなくても関係ないです。ただ出水が早いかどうかの問題であって、洪水、大雨のときは全然関係ないです。だからそういう議論と、木が有効なのは少し小雨というか10ミリ程度、そのときは確かに有効でかなり大幅に出水も減ってきますけども、今問題になってるのは40年に1度というかなりの雨が降りますけども、その時の治水をどうするかという点では木だけではもう駄目です。学問的に間違っています。であれば、昔の方がもっと洪水なかったし木も一杯あったし、そういう議論になりますから。以上です。

委員長：事務局の説明にあったとおりなので、実は計画変更というのはそういう問題が控えていますよということをお頭にありつつ、しかし思い入れとしては渋谷委員、ほかの委員がおっしゃってるようなことをどう訴えれば良いかということの御相談なんですよ。附帯意見だったら、意見聞き置くわと言われたら困るってことでしょう。だけどその辺どうしましょうかね。ですから、中止ということにしちゃうのか、ダムを設定することのための現在やっている諸々の調査を中止ということは各委員ともどなたもお考えになっていないと思うんですよ。そうですね、そこは確認です。

そうすると、後はおのずと継続ということしかないということなんですが、しかし、ということなんですよ。附帯意見、ここ文言で強く書いても。強く書くぐらいじゃだめかな。これは聞き置くという話じゃないですよ。

河川砂防課：先ほども説明しましたけども、今こういうような環境に対する調査も含めて、継続して調査した結果が出次第、また中村ダムと同じように内容について整理したものを説明させていただいて審議をさせていただきますので。これで継続で5年間やめるとかそうじゃなくて、その時点でまた審議会開かせていただきたいと。その中でまた皆さんから意見をいただきたいというのが私ども事務局の意見でございます。お願いします。

委員長：ということだそうですが、附帯意見、附帯条件、条件という言葉はないんだよね。渋谷委員、ここ附帯意見に強くアピールするような文章にして書くということではどうですか。言っている趣旨は重々承知してるんで。それでは、そういう各委員共通の思いがあると思うんで、ここも先ほどの20番の書き方より更にここはもう少しきつい書き方が良いかなと思うんですけども。担当の事務方の方も当然そういうことでイエスかノーかを判断するための調査を継続するんだという趣旨だということで、多分意は通じていると。これだけ議論しているんですから、意は通じていると思うんですけどもね。そんな形の文言を入れるということで、ここの22番は閉めたいと思います。すなわち継続、附帯意見を書く。文章については後日見ていただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

それで23番でございます。奥戸、大間です。いかがでしょうか。これも調書に書いてあるとおりでございます。本体工事の前段として道路建設用、それから地質調査、環境調査などの事前のことを調べているということなので、測量試験費が63.9%ということでございますので。どうぞ

元村委員：前回話題になったような気がするんですけども、この大間に関しては、今の大間原発とか、何かいろいろ上の方で計画があるわけですね。もしそれが具体化しますと、こういう計画は吹っ飛んでしまうんじゃないかっていうようなことが、委員の間では、これは委員会で話されたことではなかったかも知れませんが、そういう話が出ております。それで、その辺がありますので、私はこれに関してはもう少し社会情勢の変化を見た方がよろしいんじゃないかと思えます。

河川砂防課：今のダムと原発の話は、ここの場ではないと思えます。

委員長：元村委員の御意見は、それで何ですか。どうした方が良いと言うんですか。

元村委員：これについても、今調査を継続しながら、調査という中に社会情勢の変化というものを加えた方が良いのではないかということです。そういう意味で、これは今すぐ中止するとか計画変更するとかいうことは、私の意見としては、この委員会では中止とか計画変更というのを具体的に提案をすることは、非常に難しいと思ってるんですよ。それで、これ継続しかないんじゃないかと。そうするとその時に、調査の中に社会情勢の変化という調査を加えていただきたいということです。

委員長：これは現在何かやっているんですか。社会経済情勢の変化という項目がありますけど、ここに関係するような具体的な調査は何かされているんですか、今は。

河川砂防課：調査は、前回も説明しましたけども、まずここに書いてあります適時性においても大間町の水道水源の手当てということで、コストとリスクからいっても大間町で議事を挙げてダムを建設してほしいというのが、今社会情勢としてはずっと変わっておりません。

それから、今の水源にもボーリングしたりしてやっていますけども、それもままならないということで、説明した前とほぼ変わりません、社会状況につきましては。したがって、ダムを建設する際に、これらを踏まえて進めていきたいなど。環境についてはサルとか前にもお話ししたので、それについては継続しながら調査を進めていき工事も進めていくというようなことで今考えております。

委員長：それじゃこれは継続というところで、附帯意見のようなものを書いた方が良いという元村委員の御意向ですか。ほかの委員いかがですか。ここのペーパーに書いてある従来、県ががおやりになっていたような、こういう社会情勢の変化のみでなくて、原発問題とかなんかそういうことのようなことについても調査してもらったらどうだということなんですけど。どうぞ北村委員。

北村委員：元村先生の御意見に賛成です。原発が整備されると、それに伴って人口も増えたりいたしますので、この水道水の供給量で良いのかとか当然いろんなことが絡んでくるわけでしょうから、やはり附帯事項として書いた方が良いと思えます。

委員長：いかがですか。お二方の委員のそういう御要請がありますので、これもちょっと作文を考えてみますか。はい、前田委員。

前田委員：原発が稼動するとすれば、仮定の話でしょうけども、かなり現実性が帯びてるようですけども、そこで使う水も当然必要になってくるんですよ。冷却水は海水から取るにしても、いろんな地区の供給の水使うんですよ。そういうような関係で、その辺の水の問題というのは改めてまた出てくるんだろうと思うんですけども。その辺はこのダムでは考えていないんでしょうか。

委員長：次長どうぞ。

河川砂防課：このダムについては、治水と利水と、利水の中では水道水ということなわけです。最初に役場から陳情来たときも、当然大間原発が頭にあって水道水が足りない、



当然あるわけです。ですからはっきり言って分かりませんが、大間原発がもしやらないということになれば、水道の方で何らかの動きが当然あるだろうし、これは我々の段階では大間原発はやるという前提で動いていますので、いわゆる附帯条件とかというよりも、もしそういう事態になれば水道の方が恐らく今の磯崎川と同じようにダムに乗らないとか、あるいはもっと量が少なくて良いとか当然動きが出るだろうから、今の段階では別に条件なしの継続ということで良いんじゃないかと思うんですけどもね。

委員長：担当部としてはそういう御意見ですけど、いかがですか。北村委員よろしいですか。

北村委員：社会情勢というのは刻々と変わりますので、社会情勢の変化を勘案していただきたいと思います。

委員長：それでは、先ほどの22番とは随分重みが違うんですけども、一応書いてみますね。それを見ていただきましょう。こういうことだったらとことで、今次長おっしゃるように良いんじゃないのということであれば、またそこで削っても良いでしょうし。一応今日の段階では、附帯意見にそういう地元の大きな社会情勢の変化に伴うという一文はちょっと書いてみますということにしておきたいと思います。

それでは最後でございます。24番ですが、これは先ほど差し替えの資料が出て参りましたので、前の手持ちから今日配っていただいたように差し替えになってきて、そもそもの最初の条件がずれて必要性がなくなってしまったということでございますので、県当局が中止ということでの審議会に審議をお願いしたいということなので、県の中止という対応方針案どおりに、何ですかこれ継続っていうんですか。中止を継続という、どうすればいいのかな。中止を中止。中止ということの良いのかと聞かれているんだから中止と言うんですか。

事務局：県の対応方針どおり中止ということで。

委員長：文法的に変だな。でもそういうことなんですね。ということでよろしゅうございますか、ここは。それでは、最後の24番については中止という結論でございます。

#### 《審議のまとめ》

委員長：どうも長時間ありがとうございました。もう1回整理しますと、本日も未決定部分ということでやって参りましたが、13番の農村整備課につきましては継続と。しかし、附帯意見書を書きますと。それから20番の駒込ダムについても継続で、附帯意見をこれから作りますと。21番は原案どおり継続と。22番のところの、ここがちょっと一番きちっとしたっていうか、是非守ってほしいというような文面の意見書を付けた継続と。23番も継続ですが、社会情勢の変化云々という原発絡みのような形の意見書をここに書くと。24番は差し替えのように中止というようにしたいということで、本年度、私たちに付託されました46地区といいますか、46事業全部これで委員会としては審議いたしましたということでございます。どうぞ。

奥村委員：確認でございますが、駒込ダムのことですが、附帯意見の中に知事が提案しているらっしゃる2の5番、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の視点ということを盛り込んでいただきたいと思います。

委員長：こういうカラッとした言い方分からないんですよ。もう少し専門的に言いますと、森と川と海の生態系の維持という言葉は、どのくらいレクチャーした人が重みを持ってレクチャーされたんだか、これは大変なことなんですよ。人間の不便を我慢しろと言っているんですから。本当に青森県、これやるのかなあと私びっくりして。これ、3行目、森と川と海の生態系の維持、これはすごいことをおっしゃったなあと私思っています。知事に直接、私機会があったら聞きたいと思うんですけど。これすごい宣言ですよ、エコシステムの維持

ですから。人間だけ突出させないということを言ってるんです。もちろん（５）番の条例の視点からという中身の具体的なやつを、基本方針の３行目にしっかりと生態系の維持という言葉を書かれちゃってるんですから。これはもう大変でしょうね、これから。青森県の大きく変わる１つの宣言だと思って、私は今日びっくりして聞いてました。どうぞ、はい。

岡田委員：記録に残ると困るので、佐々木委員からの意見ですが、水源涵養機能を否定されているんですか。それも実は樹種にもよりますよね。だから山をきちっと判断した上で言うことじゃないと。基本的に水を溜める森林の機能は、根茎の発達いかんですから。根茎が樹種によってどういように違うかという具体的な山を見ないと、それは一概には言えないですよ。そのところ、あまり学問的にどうだってことが記録に残ると、後で逆に先生がちょっと縛られると困ると思います。

委員長：私もそう思っていましたよ。後で本日の記録の原稿出ますから、やっぱり直した方が良いと思います。学問的に誤りですって決め付けられると、ちょっと先生困ると思うので。われわれ学会でそういう議論、盛んに今している仲間ですから。やっている最中なので。条件がいろいろあって、一概には言えませんという形に、後で議事録の原稿を見たときにお互いにちょっと検討しましょう、専門家同士として。

予定をまた私の下手な進行で３０分以上オーバーして、私実はもう帰れなくなっちゃった。困っちゃったんだけど。非常に重要な、私本当にこの１枚のペーパー見て、いやいやいやと思って、これ今日はもう大変だなと思ったんですけども。大変良いことというか、２１世紀の次の子どもたちに向かって、木村知事のときに作った県条例を更に一步踏まえて、森と川と海の生態系を維持、保全するということを高らかに宣言した、今日第１回目の審議会だと思っておりますので。今日プレスの人もいますけど、是非トップ見出しにしてもらいたいと思います。これで青森県のダム行政とかなんかも随分、生態系の維持っていうのは本当に大変なことだと思うので、そういう意味では、ちょっと時間をオーバーしましたけどお許しいただきたいと思います。

### （３）その他

事務局：それではその他ということで、日程等について御説明申し上げます。まず、次回委員会でございますけども、次回第５回委員会につきましては８月３１日、日曜日開催いたします。時間は午後１時から午後５時まで、場所は青森市です。会場につきましては、後日改めて御連絡申し上げます。

次に審議内容の公表、縦覧について御説明申し上げます。本日の会議での配布資料、審議の概要につきましては、従前同様、政策推進室におきまして縦覧することとさせていただきます。また、県のホームページにもこれまでどおり、審議の概要を公表いたします。公表いたします審議の概要につきましては、事務局で整理いたしまして、委員の皆さまの御確認を得た上で公表したいと考えてございます。事務局からは以上でございます。

## 4 閉会あいさつ（中島政策審議監）